

健康福祉委員会

令和4年7月15日

健康政策部 資料36番

所管 健康医療政策課

令和4年度

大田区健康政策部・保健所

事業概要

令和4年7月

【本事業概要の構成について】

【Ⅰ おおた健康プラン（第三次）の概要】

【Ⅱ 大田区健康政策部・保健所 主な取組】

令和4年度に実施する健康政策部・保健所の主な取組について、おおた健康プラン（第三次）を中心に、その他、特徴的なものを掲載しました。

【Ⅲ 組織と分掌事務等】

組織、分掌事務、職員配置状況、令和4年度予算の概要について掲載しました。

【Ⅳ 令和3年度事業実績】

令和3年度の事業実績について、決算概要説明資料(決算書)の事務事業を基に、事業の概要、実績について掲載しました。

地域健康課が実施している介護予防事業については、福祉部高齢福祉課とりまのための事業ですが、本事業概要にも掲載しました。

また、令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により、一部の事業が中止または延期となっています。

※ 事業名の後には、事業の種類・財源について記載しました。

① 事業の種類

「法定1」・・・地方自治法別表1(国)
「法定2」・・・地方自治法別表2(都)
「都条例」・・・都条例に基づく事務
「国補助」・・・補助事業(国)
「都補助」・・・補助事業(都)
「区」・・・区単独事務(自治事務)

② 財源

1 国庫支出金
(国直、定額)・・・直接、定額
(国直○/○)・・・国○/○
(国間、定額)・・・間接、定額
(国間○/○)・・・国○/○
2 都支出金
(都、定額)・・・都支出金、定額
(都○/○)・・・都○/○
3 区
(区)・・・区単独財源

目次

【Ⅰ おおた健康プラン(第三次)の概要】

おおた健康プラン(第三次)の概要	7
------------------	---

【Ⅱ 大田区健康政策部・保健所 主な取組】

1 おおた健康プラン(第三次)の取組

基本目標1 生涯を通じた健康づくりを推進します

1 身体活動・運動(健康医療政策課・健康づくり課)	13
2 禁煙・飲酒(健康づくり課)	14
3 がん対策(健康づくり課)	15
4 糖尿病・循環器疾患などの生活習慣病の予防(健康づくり課・地域健康課)	16
5 歯と口腔の健康(健康づくり課・地域健康課)	17
6 親と子の健康づくり「大田区母子保健計画」(健康づくり課・地域健康課)	18
7 食育の推進「大田区食育推進計画」(健康づくり課・地域健康課・生活衛生課)	19
8 こころの健康づくりと自殺対策の推進「大田区自殺対策計画」(健康医療政策課)	20

基本目標2 健康に関する安全と安心を確保します

1 感染症対策の強化(感染症対策)(感染症対策課・健康づくり課)	22
2 災害時医療体制の整備(健康医療政策課)	27
3 安全な生活環境の確保(生活衛生課)	31

基本目標3 医療や特別な支援を必要とする人が安心して暮らせるまちをつくれます

1 地域医療体制の充実(健康医療政策課)	36
2 精神障がい者、難病患者、ひきこもりの方への支援(健康づくり課)	38

2 おおた健康プラン(第三次)以外の主な取組

1 骨髄移植ドナー支援事業(健康医療政策課)	40
2 民泊関連事業(生活衛生課)	40

【Ⅲ 組織と分掌事務等】

1 健康政策部・保健所組織図	42
2 健康政策部・保健所の分掌事務	43
3 職員配置	46
4 令和4年度健康政策部予算の概要	47

【IV 令和3年度 事業実績】

1 保健衛生

1-① 健康づくり(健康づくり)	48
1-② 健康づくり(受動喫煙防止策)	48
1-③ 健康づくり(はねびょん健康ポイント)	48
2-① 栄養指導(栄養指導)	48
2-② 栄養指導(特定給食施設指導)	48
3 難病対策の推進	49
4-①おおた健康プラン(おおた健康プランの推進)	49
4-②おおた健康プラン(おおた健康経営事業所の認定)	49
4-③東邦大学との共同研究「人生100年を見据えた健康寿命延伸プロジェクト」	49
5 地域医療連携の推進	49
6 大森赤十字病院改築支援	50
7 柔道接骨師による区民健康増進無料相談	50
8 歯の衛生思想普及	50
9 休日診療・休日準夜診療	51
10 休日施術(接骨)事業	51
11 歯科休日応急診療	51
12 休日調剤事業	51
13 かかりつけ薬局定着促進等補助事業	51
14 献血推進事業	51
15 平日準夜小児初期救急診療	52
16 アスベスト対策事業	52
17 大田区24時間自動体外式除細動器(AED)設置補助事業	52
18-① 各種衛生調査(各種衛生統計調査)	53
18-② 各種衛生調査(国民健康・栄養調査)	53
18-③ 各種衛生調査(都民健康・栄養調査)	53
19 医務・薬務許認可指導	54
20 試験検査	54

2 感染症予防

1-① 予防接種(予防接種法に基づく予防接種(A類、B類))	55
1-② 予防接種(任意予防接種費用助成制度)	56
2 エイズ及び性感染症予防	57

3 結核・感染症発生動向調査事業	57
4 感染症診査協議会	57
5 結核医療費公費負担	57
6 結核健康診断	58
7 結核対策特別促進事業	58
8 感染症予防事務費	59
9 新型インフルエンザ等感染症対策	59
10 新型コロナウイルスワクチン接種事業	60

3 生活習慣病予防

1 健康増進事業(健康教育・相談)	61
2-① 健康診査(基本健康診査、特定健康診査・特定保健指導事業等、 長寿健康診査)	61
2-② 健康診査(39歳以下基本健康診査)	62
2-③ 健康診査(胃がん検診)	62
2-④ 健康診査(肺がん検診)	62
2-⑤ 健康診査(大腸がん検診)	62
2-⑥ 健康診査(子宮頸がん検診)	62
2-⑦ 健康診査(乳がん検診)	62
2-⑧ 健康診査(喉頭がん検診)	62
2-⑨ 健康診査(前立腺がん検診)	62
2-⑩ 健康診査(肝炎ウイルス検診(B型・C型))	63
2-⑪ 健康診査(眼科(緑内障等)検診)	63
2-⑫ 健康診査(骨粗しょう症検診)	63
3-① 歯科保健(成人歯科健康診査)	63
3-② 歯科保健(障がい者(児)歯科相談)	63
3-③ 歯科保健(みんなでよい歯のまちづくり)	63
4 こころの健康づくり推進事業(うつ病・自殺総合対策)(自殺総合対策事業)	64
5 精神保健福祉相談	64
6 精神障害者社会復帰支援(デイケア)	64

4 母子保健

1-① 母子保健指導(両親学級)	65
1-② 母子保健指導(子育て応援メール配信)	65
1-③ 母子保健指導(育児学級)	65
1-④ 母子保健指導(妊娠高血圧症候群等療養援護)	65
1-⑤ 母子保健指導(妊婦面接・新生児等訪問)	65
1-⑥ 母子保健指導(養育医療給付)	66
1-⑦ 母子保健指導(療育給付)	66

1-⑧ 母子保健指導(自立支援医療(育成医療))	66
1-⑨ 母子保健指導(小児慢性疾患児日常生活用具給付)	66
2-① 母子健康診査(妊婦健康診査)	66
2-② 母子健康診査(4か月児健康診査)	66
2-③ 母子健康診査(6・9か月児健康診査)	66
2-④ 母子健康診査(1歳6か月児健康診査)	67
2-⑤ 母子健康診査(3歳児健康診査)	67
2-⑥ 母子健康診査(乳幼児発達診断)	67
2-⑦ 母子健康診査(乳幼児経過観察健診)	67
3-① 歯科保健(妊婦歯科健康診査)	68
3-② 歯科保健(幼児歯科健康診査)	68
3-③ 歯科保健(乳幼児歯科相談)	68
4 母子保健推進協議会	68
5 特定不妊治療費助成	68
5 公害健康被害補償	
1 大気汚染障害者認定審査会	69
2 公害健康被害認定事務及び給付事務	69
3 公害健康被害者各種補償給付	69
4 公害保健福祉事業	70
5 健康被害予防事業	70
6 環境衛生	
1 環境衛生関係施設の監視指導	71
2 特区民泊の認定事業	71
3 住宅宿泊事業の届出受理等	72
4 ひとにやさしい生活環境づくり	72
7 食品衛生	
1 食品衛生関係施設の監視指導	73
2 食中毒の検査	73
3 食品衛生教育	73
8 動物愛護	
1 狂犬病予防事業	74
2 動物愛護事業	74
3 災害時における動物保護活動	74
9 介護予防	
1 介護予防事業費	74

【 I おおた健康プラン(第三次)の概要】

区は、平成26年3月に、健康増進法に基づく「市町村健康増進計画」として「おおた健康プラン(第二次)」を策定し、「区民一人ひとりが生涯を通して、健康で生きがいを持ち、安心して充実した生活を送ります」を理念に、健康づくり施策を総合的に推進してきました。

「おおた健康プラン(第二次)」の取組を評価し、次期計画策定の基礎資料とするため、平成29年度に区民の健康に関する意識や習慣などについてアンケートを実施し、平成31年3月に報告書としてまとめました。

この間、区民の健康寿命は延伸し、各評価指標については概ね改善していますが、運動習慣のある人の割合など改善がみられない項目や、がん検診受診率など改善が不十分な項目もみられます。また、区民の主要死因をみると、がん、心疾患、脳血管疾病といった生活習慣病が多くなっています。

こうした課題を克服するには、健康無関心層への働きかけを含めた区民一人ひとりの主体的な健康づくりを促す環境を整備するとともに、民間団体や企業等と連携した地域全体の健康づくりを促進することが必要です。

医療の進歩などにより人生100年時代を迎えようとする中、生涯を通して健康で生きがいを持ち、安心して充実した生活を送ることができるよう、健康づくりの重要性は一層増しています。

区は、これまでの取組の評価や健康を取り巻く状況の変化を踏まえるとともに、人生100年時代の到来も見据え、健康寿命の更なる延伸を図るため、今後5年間の健康政策の指針となる「おおた健康プラン(第三次)」を平成31年3月に策定しました。

このプランは、「区民一人ひとりが生涯を通じて、健康で生きがいを持ち、安心して暮らせるまちをつくります」を理念とし、次の3つを基本目標に、さまざまな観点から健康づくり施策を展開し、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目指します。

- 基本目標 1 : 生涯を通じた健康づくりを推進します
- 基本目標 2 : 健康に関する安全と安心を確保します
- 基本目標 3 : 医療や特別な支援を必要とする人が安心して暮らせるまちをつくります

「おおた健康プラン(第三次)」は、「大田区基本構想」の実現を目指した個別計画で、健康寿命の延伸に向け、あらゆる世代の健康づくりと健康増進のための行動計画として位置づけるものです。

また、健康増進法（平成14年法律第103号）に規定する「市町村健康増進計画」として位置づけるとともに、「市町村母子保健計画」「市町村食育推進計画」「市町村自殺対策計画」の3つの計画を内包しています。

さらに、計画の特徴として、「区民一人ひとりの健康づくりを推進」「地域や企業と連携した取組の推進」「地域の特性に応じた取組の推進」の3つを掲げ、「キラリ☆健康おおた」※として、4つのアクション（①適度な運動、②適切な食事、③休養、④喫煙・飲酒のリスクの理解と行動）と健康診断・がん検診の受診を推奨するほか、働き盛り世代の区民の健康増進を図るため、健康経営に取り組む区内企業の認定や、健康における地域毎の課題への重点的な取組などを行います。

※「キラリ☆健康おおた」は、(仮称) おおた健康プロジェクトに替わる名称として令和元年8月に決定しました。

※区は、「おおた健康プラン(第三次)」の計画期間を令和7(2025)年度まで延長し、新型コロナウイルス感染症対策とプランが掲げる健康づくり施策の両立を図り、目標である健康寿命の増進と健康格差の縮小を目指すこととしました。

計画の特徴

(1) 区民一人ひとりの健康づくりを推進

子どもから高齢者まであらゆる世代の区民一人ひとりが、ライフステージに応じた健康づくりを行うため、「キラリ☆健康おおた」の考えのもと、様々な取組を実施します。

インセンティブを活用した健康ポイント制度など、健康への関心が低い人も健康づくりを始めたいとする仕組みづくり、楽しく続けられる仲間づくりの支援、日常生活の中で意識しなくても身体を動かしたくなるまちづくりを推進します。

(2) 地域や企業と連携した取組の推進

ソーシャルキャピタルを活用するとともに、区民、自治会・町会、商店街、区内事業者など地域の様々な主体と連携し、効果的な取組を進めます。

また、大田区には中小企業が集積しており、区内の企業に勤めてい

る区民も多くいます。働き盛り世代の区民の健康増進を図るため、健康経営に取り組む区内企業を認定するなど、企業による従業員の健康づくりの取組を支援します。

(3) 地域の特性に応じた取組の推進

大田区は、大きく4つの地域に分かれており、それぞれに特徴を有しています。また、健康面においても特徴があるため、健康における地域毎の課題や重点的に取り組むべき内容を定めました。これにより、地域の特性を踏まえた取組を行います。

キラリ☆ 健康おおた



国が掲げる健康寿命延伸のための国民運動「スマート・ライフ・プロジェクト」に連動し、区は「キラリ☆健康おおた」として、4つのアクション(①適度な運動、②適切な食事、③休養、④喫煙・飲酒のリスクの理解と行動)と健康診断・がん健診の受診を推奨します。

① 適度な運動	② 適切な食事	③ 休養	④ 喫煙・飲酒のリスクの理解と行動
例 毎日プラス10分の運動	毎日プラス一皿の野菜	十分な睡眠	受動喫煙に配慮する 飲酒は節度をもって
+			
健康診断・がん検診の受診			
定期的を受診し、自分のからだの状態を知る			

※「キラリ☆健康おおた」は、(仮称) おおた健康プロジェクトに替わる名称として令和元年8月に決定しました。

計画の体系

基本理念

区民一人ひとりが生涯を通して健康で生きがいを持ち、

基本目標 1 生涯を通じた健康づくりを推進します

施策名	施策の目標
1 身体活動・運動	○運動習慣のある人の増加
2 喫煙・飲酒	○喫煙率の減少 ○受動喫煙の機会を有する人の減少 ○生活習慣病リスクを高める量を飲酒する人の減少
3 がん対策	○がんで亡くなる人の減少 ○がん患者の生活の質の向上
4 糖尿病・循環器疾患 など生活習慣病の予防	○生活習慣病の発症予防と重症化予防
5 歯と口腔の健康	○むし歯のない子どもの増加 ○生涯にわたり自分の歯で食べられる区民の増加
6 親と子の健康づくり 大田区母子保健計画	○すべての子どもが健やかに育つ地域の実現
7 食育の推進 大田区食育推進計画	○食を通してこころも身体も健康に保ち、 豊かな生活を送れる地域の実現
8 こころの健康づくりと 自殺対策の推進 大田区自殺対策計画	○誰も自殺に追い込まれることのない社会（大田区） の実現

基本目標 2 健康に関する安全と安心を確保します

1 感染症対策の強化	○感染症の予防と感染拡大防止
2 災害時医療体制の整備	○災害時における医療体制の整備
3 安全な生活環境の確保	○医療の安全、食の安全、生活環境の衛生の確保

基本目標 3 医療や特別な支援を必要とする人が安心して暮らせるまちを

1 地域医療体制の充実	○地域における医療体制の充実
2 精神障害者、難病患者、 ひきこもりの方への支援	○精神障がい者や難病患者が安心して暮らせる地域の実現 ○ひきこもりの方や家族が孤立しない地域の実現

安心して暮らせるまちをつくります

今後の取組の方向性

- ①運動や身体活動の有効性等に関する啓発 ②区民の自主的な健康づくりの動機づけや継続につながる取組の実施
- ③身近な場所で身体を動かしたくなる環境の整備
- ④短時間で実践できる運動や日常の身体活動量を高める取組の推進
- ⑤高齢者に対するフレイル予防や介護予防の推進 ⑥障がい者スポーツの推進

- ①喫煙による健康被害の周知啓発 ②禁煙を希望する喫煙者に対する禁煙支援
- ③受動喫煙防止対策の推進 ④飲酒が健康に及ぼす影響に関する啓発

- ①正しいがん知識の効果的な啓発
- ②がんの早期発見に向けたがん検診の受診率向上
- ③がん患者の生活の質向上のための環境整備

- ①望ましい生活習慣の普及啓発 ②健診受診率の向上 ③重症化予防

- ①子どもの健全な口腔機能の発育やむし歯予防の推進
- ②若年層からの歯周病予防の推進
- ③高齢期における口腔機能の保持・増進

- ①妊娠・出産・育児へとつながる切れ目ない支援の推進 ②子どもが主体的に取り組む健康づくりの推進
- ③継続支援が必要な子どもへの支援体制の強化 ④情報発信と健康教育の充実

- ①地域と連携した健康的な食習慣の普及啓発 ②子どもや若い世代への食育の強化
- ③働き盛り世代への食育の推進 ④高齢者に対するフレイル予防
- ⑤食文化の継承と食を通じた国際交流 ⑥食の循環や環境を意識した食育の推進 ⑦人材育成

- ①こころの健康づくり ②こころの病気や依存症の啓発と相談体制の充実 ③からだの健康づくり
- ④自殺対策の啓発と周知 ⑤自殺対策を支える人材育成 ⑥地域におけるネットワークの強化 ⑦高齢者への支援
- ⑧生活困窮者への支援 ⑨勤務・経営問題に悩む人への支援 ⑩子どもへの支援
- ⑪若年者やひきこもりの方への支援 ⑫妊産婦への支援 ⑬自殺未遂者への再企図防止 ⑭自死遺族等への支援

- ①感染症情報の収集や分析、普及啓発 ②結核対策の充実
- ③性感染症対策の拡充 ④新型インフルエンザ・新興感染症等への対策強化

- ①緊急医療救護所等の体制強化 ②災害時の医療体制に関する普及啓発活動
- ③災害時の状況に応じた活動体制の整備

- ①医薬品、食品、生活環境等に関する情報の発信 ②医療施設・医薬品等の安全性の確保
- ③食の安全・安心を推進するための支援 ④室内環境・衛生害虫に関する調査と対応

つくります

- ①医療・介護・福祉の連携による地域包括ケアシステムの構築
- ②在宅医療に関する区民の理解促進 ③地域医療体制等の充実

- ①精神障がい者に対する支援の充実 ②難病患者への支援の充実 ③ひきこもりの方への支援の充実

このように、「おおた健康プラン（第三次）」は、健康政策部・保健所の施策の基本となるものです。以下、「おおた健康プラン（第三次）」で掲げている内容と取組を掲載します。

【Ⅱ 大田区健康政策部・保健所 主な取組】

1 おおた健康プラン（第三次）の取組

基本目標 1 生涯を通じた健康づくりを推進します

1-1 身体活動・運動

健康づくりには自主的に取り組むことが極めて重要ですが、平成 29 年度に実施した「大田区健康に関するアンケート調査」によると、一年間に自主的な健康づくり活動に参加したことがある区民の割合は 51.1%に留まりました。区民自らが健康づくりに関する活動を行えるよう、支援する必要があります。

そのため、運動や身体活動に関する啓発をするとともに区民の自主的な健康づくりの動機づけや継続につながる取組を実施していきます。

【令和 4 年度の取組】

- おおた健康経営事業所の認定事業 〈健康医療政策課〉
従業員の健康づくりを戦略的に行う区内事業所を「おおた健康経営事業所」として認定します。おおた健康経営事業所に認定された区内事業所へ、出張健康講座や健康機器の貸し出しを行い、健康づくりの取組を促進します。
- はねびょん健康ポイント 〈健康づくり課〉
スマートフォン（台紙含む）を使って、毎日の健康活動、スポーツ健康関連イベントへの参加、健（検）診受診などをポイント化し、抽選で景品と交換できる仕組みをつくり、区の魅力を感じながら、気軽に楽しく健康づくりに取り組んでもらうことで、区民の健康寿命の延伸を図ります。
- 「キラリ☆健康おおた」の推進 〈健康医療政策課〉〈健康づくり課〉
「プラス・テン（+10） 毎日プラス10分身体を動かそう！」を推進することで、日常生活のなかで階段の利用や職場などでのすき間時間を利用した体操を行い、無理なく身体を動かします。

- 「人生 100 年を見据えた健康寿命延伸プロジェクト」（東邦大学との共同研究）

〈健康医療政策課〉

東邦大学と共同で行政情報及び質問票調査の結果を 18 特別出張所ごとに分析し、科学的根拠に基づいた健康づくり施策の立案に活用します。大森東と鶯の木の 2 地区においてモデル事業を実施します。

1-2 喫煙・飲酒

〈健康づくり課〉

平成 29 年の健康に関するアンケートでは、大田区の喫煙率は 16.1% となっています。また妊婦の喫煙率は 1.7% でした。

受動喫煙防止対策を強化し、望まない受動喫煙を防止するため、平成 30 年に健康増進法が改正され、東京都では受動喫煙防止条例が成立しました。特に都条例は飲食店従業員と子供に対しての受動喫煙防止を強化した内容になっています。

これらの動きを踏まえ、喫煙による健康被害の周知啓発、受動喫煙防止対策の推進、禁煙を希望する喫煙者に対する禁煙支援を推進していきます。

また、飲酒による健康への影響（がん、高血圧症などの生活習慣病、アルコール依存症などの発症要因）や適正飲酒量（1 日一合程度）について、情報提供します。

【令和 4 年度の取組】

《たばこ》

- キラリ☆健康おおた講座として健康教育を実施します。

区民の依頼に応じて、おおた健康経営事業所等に保健師が出向いてたばこや受動喫煙による健康影響、禁煙への取り組み方などの講座を実施します。

- 受動喫煙防止対策に関する啓発

改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例に基づき、窓口や電話等の問い合わせ対応をはじめ、区設掲示板や区ホームページ等による広報及び受動喫煙防止対策等指導員による標識掲示確認や指導を含む啓発活動を継続して行います。

- 妊娠届出時や乳幼児健康診査等で、妊婦、母親、家族等に、パンフレットを用いて喫煙の健康被害や禁煙の指導及び情報提供を行います。

《飲酒》

○妊娠届出時等における啓発

妊娠届出時や乳幼児健康診査等で、妊婦、家族等に、パンフレットを用いて適正飲酒の情報提供を行います。

○区報、区ホームページのほか、イベントでの啓発や健康講座の実施など、飲酒量の多い世代を中心に普及啓発を強化し、適正な飲酒量の認知度を向上します。

○「成人のつどい」をはじめ、多くの区民が集まるイベントの機会に普及啓発を行います。

1-3 がん対策

〈健康づくり課〉

国の「がん対策推進基本計画」や東京都の「東京都がん対策推進計画」においては、各自治体に対しがん検診事業の強化・推進を求めています。

東京都の人口動態統計による確定値では、令和2年の区内のがんによる死亡者数は1,863人で、全死亡者数6,698人の28%を占めており、およそ3人に1人ががんで亡くなっています。早期発見・早期治療を促すため、検診受診意識及び受診率の向上に向けた一層の取組強化が必要となっています。

おおた健康プラン(第三次)は、がん検診受診率の向上を図り、がんによる死亡者を減らすこと、また、がんになっても地域で安心して暮らすための支援体制の整備を目標としています。

目標達成のために、様々な機会を通じて効果的な媒体を活用しがんに関する正確な情報を発信し、がん予防につながる生活習慣づくりの普及啓発を行い、がん検診受診率向上のための受診しやすい検診体制の構築に取り組みます。また、がん療養中の方に対しても、講演会の開催、乳がんや患者会の活動支援を行います。

【令和4年度の取組】

○休日を中心に区内施設等で実施している子宮頸がん、乳がん及び大腸がんの集団検診について、前年度より3日間増やし40日間実施します。

○区民のがん検診への理解と関心を深め、受診率向上につなげるため、ヘルスリテラシー講演会を開催します。

○がん検診等について、国が進めるPHR（パーソナル・ヘルス・レコード）の導入が令和4年度中に予定されており、区民がマイナポータルを通じて自己の検診受診情報等の一部を閲覧できるようになります。この動きに適切に対応するため、システム整備等に取り組みます。

1-4 糖尿病・循環器疾患など生活習慣病の予防

〈健康づくり課〉〈地域健康課〉

大田区国民健康保険被保険者の生活習慣病有病率をみると、大田区は23区で一番高く、中でも、高血圧症、脂質異常症、糖尿病が高くなっています。高齢化の割合が高い区ほど有病率が高くなる傾向があり、生活習慣病の発症や重症化を予防する取組を強化する必要があります。

また、18～39歳の区民を対象として実施している39歳以下基本健康診査の結果をみると、受診者全体の約4割が要指導もしくは要医療となっています。

生活習慣病を予防するためには、運動や食事など、若い世代から健康的な生活習慣を心掛ける必要があります。

そこで生活習慣病に関する正しい知識や望ましい生活習慣について、様々な機会において普及啓発を行うほか、検診受診率の向上や重症化予防を推進します。

【令和4年度取組】

○キラリ☆健康おおた講座

健康をテーマに様々な生活習慣病予防の講座を設け、区民の依頼に応じて、おおた健康経営事業所等に専門職が出向き、健康教育を実施します。

○「人生100年を見据えた健康寿命延伸プロジェクト」による健康づくり施策の実施に向け、令和4年度は、モデル地区2か所：大森東地区、鵜の木地区で「若い世代からの糖尿病予防を念頭に置いた食習慣および運動習慣の改善」を実施します。

○骨粗しょう症対策

医師会委託による検診により骨粗しょう症を早期発見します。

○医科・歯科での歯周病予防の啓発

医師会、歯科医師会監修のもと作成したリーフレット「糖尿病と歯周

病の関係」についてホームページ等を活用して、区民に周知し、歯周疾患、生活習慣病の重症化を予防します。

○39歳以下の健康診査

18～39歳の区民を対象に、生活習慣病の早期発見・早期治療のため、健康診査を実施します。

1-5 歯と口腔の健康

〈健康づくり課〉〈地域健康課〉

3歳児のむし歯のない児の割合は増加していますが、今後も乳幼児期からのむし歯予防、健全な口腔機能の発育のために取り組む必要があります。治療が必要な歯周病にかかっている区民の割合は、年齢が上がると増加していることから歯周病予防の強化が必要です。平成29年の区民アンケートでは、口腔ケアと誤えん性肺炎の関連性について知っている人は、31.4%でした。引き続き普及啓発に取り組む必要があります。

自分の歯で食事を楽しみながら健康でいきいきと暮らせるよう、歯と口腔の健康づくりを推進します。

【令和4年度の取組】

○乳幼児歯科相談

乳幼児の健康な口腔の育成のため、教室や相談にて知識の普及を啓発します。1歳6か月児健診、3歳児健診にて未治療のむし歯のある児の保護者に郵送で健診後の医療機関への受診状況の確認と歯科保健情報を提供します。また、必要に応じて相談等を実施します。

○医科・歯科での歯周病予防の啓発

医師会、歯科医師会監修のもと作成したリーフレット「糖尿病と歯周病の関係」についてホームページ等を活用して、区民に周知し、歯周疾患、生活習慣病の重症化を予防します。

○歯科健康診査の充実

歯科疾患の早期発見、若年層からの歯周病予防のため、成人歯科健康診査を20歳～70歳までを対象とし5歳ごとに行います。さらに平均寿命の延伸にあわせ口腔機能の評価を加えた歯科健康診査を76歳と80歳に実施します。幅広い年代に歯科健康診査の受診機会を設け、区民の健康の保持・増進の実現を目指します。

○ キラリ☆健康おた講座

ライフステージに合わせた歯と口腔の健康について区民や施設等からの依頼による出張健康教育を実施し、知識の普及を啓発します。

○介護予防事業

口腔ケアや誤えん性肺炎の予防など、口腔機能の保持・増進のために知識の普及啓発を行います。

1-6 親と子の健康づくり「大田区母子保健計画」

〈健康づくり課〉〈地域健康課〉

少子化の進展や共働き世帯の増加などにより、子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。相談相手がなく子育てに悩む親の支援など、親子が安心して生活するための支援が一層重要になっています。特に妊娠、出産、子育てへとつながる切れ目ない支援体制を構築し、必要なサービスを適切に提供していくことがますます必要となっています。また、核家族化が進む中では父親の育児参加を促すとともに、地域とつながりを作る機会を提供することも必要です。

【令和4年度の取組】

○子育て世代包括支援センターの機能充実

妊娠、出産、子育てに関する相談に応じ、支援プランの策定や地域の保健医療または福祉に関する機関との連絡調整を行い、母子保健施策と子育て施策を一体的に提供します。

○妊婦面接

妊娠届出をした妊婦全員と専門職が面接し、妊娠早期から支援を行っていきます。妊娠期から専門職と信頼関係を築くことにより、その後の出産・育児期の支援を切れ目なく行い、母子の心身の健康保持・増進に積極的に取り組みます。また、妊婦面接予約システムを導入し閉庁時も予約ができるなど、区民の利便性を図ります。

○子育て応援メールの充実

妊娠中の方や就学前のお子さんがあるご家族の方が安心して出産や子育てが出来るように、おなかの赤ちゃんやお子さんの成長の様子、健康・食事などのアドバイス、子育てサービス等についてタイムリーに情報をお届けします。

○産後ケアの推進

産後直後は母親の体調が不安定で、育児不安も強くなりやすい時期であり、母親の身体的、心理的な安定をはかるため、訪問型、日帰り型（個別型）、宿泊型に加え、日帰り型（グループケア）を開始し支援していきます。グループケアは、開催場所を増やし、支援を充実していきます。

○すこやか赤ちゃん訪問事業

乳児と母親の心身の状況や養育環境を確認して相談支援や育児情報を提供するため、保健師または助産師が、原則生後4か月未満の乳児がいる全ての家庭を訪問します。また、乳児の経過観察が必要な場合は、地区担当保健師が個別のケースに対応した継続支援を行っていきます。

○予防的支援推進とうきょうモデル事業（令和3年から令和5年）

家庭訪問による積極的なアウトリーチ等により、子育て家庭と信頼関係を構築しながら家庭のニーズやリスク要因等を早期に把握します。また、子ども家庭支援センターと母子保健部門が一体となり妊娠期からきめ細かなニーズ把握と訪問支援を実施します。

○特定不妊治療費助成

東京都特定不妊治療費助成事業の承認決定を受けた方に対して、特定不妊治療にかかった健康保険適用外の治療費の一部を上乗せして助成し、不妊治療に取り組む方の負担減を図ります。

※特定不妊治療は令和4年4月1日から健康保険が適用されています。

1-7 食育の推進「大田区食育推進計画」

〈健康づくり課〉〈地域健康課〉〈生活衛生課〉

食育は、乳幼児から児童・生徒、若者、壮年期、高齢者に至るすべてのライフステージを対象にして実践されるものです。

あらゆる世代に応じた食育をさらに推進するため、本計画では、国の第3次食育推進基本計画や、食を取り巻く区の現状を考慮しながら、引き続き健全で豊かな食習慣、食環境づくりに取り組みます。

【令和4年度の取組】

○若者向け食育啓発事業

地域の商店街、コンビニエンスストア、高等学校等と連携してポップ掲示やパンフレット配布を行い、食育を推進します。おおた健康経営事業所、大人の食育講座（児童館等保護者）、給食施設（社員食堂）を対象に、食事サポートブックを利用して、食育を啓発します。

○介護予防事業（栄養・口腔）

介護予防、フレイル予防の普及啓発を目的として、高齢者を対象に栄養状態の維持・改善のための講座又は個別相談を行います。講座や個別相談時には、シニアメニュー集を配布します。

○健康メニュー協力店の拡充

食を通じた健康づくりを推進するため、区内飲食店等に健康メニューを提供する協力を呼びかけます。

1-8 こころの健康づくりと自殺対策の推進 「大田区自殺対策計画」

〈健康づくり課〉

（1）自殺総合対策

国内の自殺者数は、平成15年の34,427人をピークに令和元年まで減少が続いていましたが、令和2年から増加に転じ、令和3年は21,007人になりました。大田区の自殺者数も同様の傾向にあり、令和3年は131人でした。年代別では40～60歳代が多い傾向にあります。

こうした中、平成28年に自殺対策基本法が改正され、各自治体に、地域特性に応じた「地域自殺対策計画」の策定が義務付けられました。また、新たな自殺総合対策大綱（平成29年）では対策の数値目標が示され、平成38（2026）年までに、平成27年比30%以上自殺死亡率を減少させることになりました。これらを踏まえ、区では平成31年3月に「大田区自殺対策計画」（おおた健康プラン第三次に包含）を策定し、自殺率15.0（平成27（2015）年）を11.9（令和4（2022）年）以下にする目標を掲げました。

大田区自殺対策戦略本部会議、大田区自殺対策庁内連絡会議、大田区自殺総合対策協議会で地域の自殺の現状と課題を確認しながら、「誰も自殺に追い込まれることのない社会（大田区）の実現」を目指し、計画的に対策を推進していきます。

【令和4年度の取組】

- 大田区自殺対策戦略本部会議、大田区自殺対策庁内連絡会議・大田区自殺総合対策協議会の開催
- ゲートキーパー養成講座の開催
- 出前型ゲートキーパー講座の実施
- インターネットを活用した自殺防止相談事業
- ホームページや大田区報等を活用した普及啓発
- 相談事業（精神保健福祉相談、個別相談）
- 自殺未遂者への支援
- 自死遺族への支援（わかちあいの会）

(2) うつ病対策・こころの健康づくり

家族や身近な人が本人のこころの変化に気づき支えることができるよう、ホームページ等で啓発を行います。

区民がこころの変化に気づく機会を増やすため、「簡易ストレス度チェックリスト」をホームページに掲載しています。また、リーフレット「こころ元気ですか？」で、各種相談窓口の周知を行い、相談・支援につなげます。

母子関係では、生後4か月までの乳児がいるすべての世帯を対象にした「すこやか赤ちゃん訪問事業」時に、産後うつスクリーニングテスト等(自己記入式)を実施しています。

その他、精神保健福祉相談、個別相談などで本人及び家族の相談に応じます。

【令和4年度の取組】

- 「簡易ストレス度チェック」「各種相談窓口」をホームページ上に掲載
- リーフレット「こころ元気ですか？」の配布
- すこやか赤ちゃん訪問事業（産後うつスクリーニング事業）
- ホームページや大田区報等を活用した普及啓発の実施
- 相談事業(精神保健福祉相談、個別相談)
- 労働者向けメンタルヘルスについての普及啓発・健康経営の推進

基本目標 2 健康に関する安全と安心を確保します

2-1 感染症対策の強化

〈感染症対策課〉

感染症対策として、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）に基づき、平常時の感染症発生状況を分析し、的確な対策の実施及び区内医療機関への還元や区民向けホームページに毎週最新情報を提供しています。

また、感染症の予防及び感染拡大防止の強化を図るため、予防接種法に基づき、各種定期予防接種を実施しています。

定期予防接種は、期日及び期間を指定し実施するもので、A類疾病とB類疾病に区分されます。

A類疾病は、主に集団予防、重篤な疾患の予防に重点をおき、対象者は予防接種を受けるよう努力しなければならない（努力義務）とされていますが、B類疾病は、主に個人予防に重点をおくもので、対象者に努力義務が課せられていません。

A類疾病は、ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、麻しん、風しん、日本脳炎、破傷風、結核、H i b感染症、小児肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス（HPV）感染症、水痘、B型肝炎が対象です。

B類疾病は、高齢者を対象としたインフルエンザと高齢者肺炎球菌感染症が対象です。

なお、きわめて稀ですが、予防接種には重篤な健康被害が発生することもあり、予防接種の効果・意義とともに副反応に関する正しい情報を被接種者に提供することが重要です。

加えて、現在、新興感染症対策として、新型コロナウイルス感染症の患者や接触者への疫学調査、施設での集団検査等を実施するとともに、新型コロナワクチン接種事業を進めています。

予防接種に関する主な動向は以下のとおりです。

【子どもの予防接種】

(1) ロタウイルス予防接種の定期予防接種化

令和2年10月から、ロタウイルス感染症の予防のため、生後6週に至った翌日から最長で生後32週に至る日の翌日までの乳幼児を対象に、定期予防接種化（A類疾病）されました。

(2) 骨髄移植後等の再接種費用助成事業

平成 31 年 4 月から、骨髄移植等により既に接種済みの定期予防接種の効果が期待できないと医師に判断された方に対し、再度、予防接種をした際に接種費用を助成しています。

(3) B 型肝炎予防接種の定期予防接種化

平成 28 年 10 月から、B 型肝炎ウイルスによる感染症を防ぐため、抗体獲得率の高い 0 歳児を対象に、定期予防接種化（A 類疾病）されました。

(4) MR ワクチン接種漏れ者への接種費用助成事業（任意接種）

平成 28 年 4 月から、2 歳から 18 歳以下（定期予防接種対象年齢の方は除く）で MR または 麻しん及び風しんワクチンの接種をやむを得ない事情により受けることができなかった場合、予防接種を希望した際には、MR 予防接種費用を助成しています。

(5) 小児インフルエンザワクチンの接種費用助成事業（任意接種）

令和 3 年度は、学校等での感染拡大リスクの低減及び医療現場の安定した診療体制確保を目的に、10 月 1 日から翌年 1 月末までの期間でインフルエンザ流行期に備え、小児インフルエンザ予防接種費用を助成しました。

助成対象等は、以下のとおりです。

1. 助成対象：大田区民である生後 6 か月以上 15 歳（中学校 3 年生相当）以下の方 ※接種日現在
2. 助成回数：生後 6 か月以上 13 歳未満の方は 2 回
13 歳以上 15 歳（中学校 3 年生相当）以下の方は 1 回
3. 助成費用：1 回につき、1,000 円

(6) ヒトパピローマウイルス（HPV）感染症の定期予防接種に関する積極的勧奨再開

平成 25 年 4 月から、本ワクチンは定期予防接種となりましたが、ワクチン接種後に持続的な痛み等の多様な症状が現れる場合があり、平成 26 年 6 月から厚生労働省の通知に基づき、区は積極的な接種の勧奨を控えていました。

その後、ワクチンの安全性について特段の懸念が認められないことが確認され、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ると認められたことにより、厚生労働省は令和 3 年 11 月に積極的勧奨を再開

することとしました。これに基づき、令和4年度、区は対象者に予診票等を送付します。

公費対象等は、以下のとおりです。

①定期接種

対象：小6～高1の年齢相当の女子

②キャッチアップ接種

接触的勧奨差し控えにより接種機会を逃した方に対して、公平な機会を確保する観点から時限的に接種を行います。

対象：

1. 平成9年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた女子
（接種完了者除く）【令和4～6年度対象】
2. 平成18年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた女子
【令和5、6年度対象】
3. 平成19年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた女子
【令和6年度対象】

③償還払い

接種勧奨差し控えにより定期接種の機会を逃し、自費で任意接種を受けた方に対して、費用助成を行います。

助成対象：以下のすべてに該当する方

1. 令和4年4月1日時点の大田区民
2. 16歳となる年度の末日までに3回の定期接種が未完了の女子
3. 17歳となる年度から令和3年度の末日までに自費接種した女子

【成人の予防接種】

(7) 成人風しん予防接種の定期予防接種化（第5期定期接種）

令和元年度から3年度までの時限措置として、風しんの定期予防接種の機会のなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性を対象に、定期予防接種（A類疾病）を行ってきました。

厚生労働省は、令和4年以降もさらに対策を進めることで令和7年3月末までに抗体保有率90%の目標達成を目指すため、令和6年度まで事業が継続となりました。

(8) 風しん抗体検査の費用助成事業

風しん罹患歴がなく、予防接種をしていない方に、抗体検査の費用を助成しています。対象は、19歳以上の妊娠を予定又は希望する女性（妊婦は対象外）及び19歳以上のその同居者（妊婦の同居者も含む）で、

以下の要件にすべて該当する方です。

1. 過去にこの制度を利用して抗体検査を受けたことがない又は不明
2. 過去に風しん、MR（麻しん、風しん混合）及びMMR（麻しん、おたふく、風しん混合）の予防接種を受けたことがない又は不明
3. 過去に風しん罹患歴がない又は不明
4. 昭和 37 年 4 月 2 日から昭和 54 年 4 月 1 日に生まれた男性でない（第 5 期定期予防接種の対象となるため）

(9) 風しんワクチンの予防接種費用助成事業（任意接種）

先天性風しん症候群の発生を防止するため、抗体検査の結果、抗体価が低い 19 歳以上の妊娠を予定又は希望する女性（妊婦は対象外）及び 19 歳以上のその同居者（妊婦の同居者も含む）に対し、接種費用を助成しています。

【高齢者の予防接種】

(10) 高齢者用肺炎球菌予防接種の定期予防接種化

平成 26 年 10 月から、肺炎球菌が原因で引き起こされる気管支炎、肺炎及び敗血症等の重い合併症の予防のため、65 歳の方を対象に、定期予防接種化（B 類疾病）されました。また、再度経過措置が延長され、令和元年度から 5 年間、70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳、100 歳（令和元年度は 100 歳以上）になる年度の方も定期接種として接種可能であり、自己負担は 1,500 円です。

(11) 高齢者インフルエンザワクチンの接種費用助成事業

平成 13 年度から定期予防接種（B 類疾病）として、65 歳以上の高齢者等を対象に接種費用を助成しています。対象期間は 10 月 1 日から翌年 1 月 31 日であり、自己負担は 2,500 円です。

【新型コロナウイルスワクチン接種】

新型コロナウイルス感染症の拡大防止や重症化予防のために、令和 3 年 4 月から、特例臨時接種として、集団、個別及び巡回方式による新型コロナウイルスワクチン接種を実施しています。また、希望する方が安全・安心に接種を受けられるよう、コールセンターや相談窓口の開設、予約支援等を実施しています。

【令和4年度の取組】

○感染症発生動向調査週報

国や東京都及び各医療機関等から収集した情報を分析したうえで、的確な対策を実施し、区内医療機関への還元や区民向けホームページに毎週最新情報を提供します。

○結核ハイリスク対象者への健康診断の実施

65歳以上の区民に対して、長寿健診等（胸部エックス線検査）を実施します。また生活困窮者に対して、胸部エックス線検査を実施します。

○性感染症の検査及び相談体制の充実

毎月、匿名・無料での検査を実施します。

※検査項目：H I V、梅毒、クラミジア、B型肝炎

○大田区新型インフルエンザ等対策

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返している季節性インフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生しています。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されています。

平成21年の新型インフルエンザA(H1N1)の世界的な流行を受け、新型インフルエンザ等の総合的な対策を推進するため、平成25年4月に新型インフルエンザ等対策特別措置法が施行されました。国や都の行動計画の策定を受けて、区は平成26年10月に「新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定しました。

また、発生時には必要な物品の調達が困難になることが想定されるため、対策物品の購入や既に準備している物品の入替えを計画的に行っています。

○新型コロナウイルス感染症対策

令和2年1月に国内での感染例が報告されて以降、感染症法上の指定感染症（令和3年2月13日から「新型インフルエンザ等感染症」へ類型変更）として、対応しています。

陽性者発生時には、状況に応じて積極的疫学調査を行い、感染対策を指導するなど、感染拡大防止策を行っています。

陽性者は病状や重症化リスクに応じた療養方針により、入院・宿泊療養・自宅療養となります。区は東京都と連携して24時間体制の相談窓口設置、入院調整、健康観察、食料・パルスオキシメーターの配送などを行っています。

ます。

○新型コロナウイルスワクチン接種

令和3年度に引き続き、初回接種（1・2回目）、3回目接種及び小児接種を実施しています。また、令和4年5月25日から、重症化予防を目的とした4回目接種を開始しました。

4回目接種の予約が本格化する時期に合わせ、特別出張所や地域包括支援センター等では、高齢者への予約支援を実施しています。

2-2 災害時医療体制の整備

〈健康医療政策課〉

東日本大震災（平成23年）や熊本地震（平成26年）の他、平成30年度に発生した西日本を中心とした豪雨災害、大阪府北部を震源とする地震、北海道胆振東部地震等の教訓と首都直下地震等による東京の被害想定を踏まえ、区では、緊急医療救護所の設置をはじめとする、災害時医療体制の整備に取り組んでいます。

【緊急医療救護所設置病院】15箇所

令和4年4月1日現在

グループ	災害拠点病院(5箇所)	災害拠点連携病院(4箇所)	災害医療支援病院(6箇所)
A	荏原病院		東急病院 田園調布中央病院
B	池上総合病院	東京蒲田病院	本多病院 松井病院 目蒲病院
C	大森赤十字病院		
D	東邦大学医療センター 大森病院	JCHO東京蒲田医療 センター 牧田総合病院	
E	東京労災病院	大田病院	渡辺病院

※ 緊急医療救護所……区が、災害拠点病院等の近接地等に設置する医療救護所

※ 災害拠点病院……主に重症者の収容・治療を行う都が指定する病院

※ 災害拠点連携病院……主に中等症者又は容態の安定した重症者の収容・治療を行う都が指定する病院

※ 災害医療支援病院……主に専門医療、慢性疾患への対応、区市町村地域防災計画に定める医療救護活動を行う病院

【軽症者救護所*】 4箇所

東調布中学校、六郷中学校、入新井第一小学校（学校改築工事期間中は、近隣のグリーンベルトに開設）、馬込小学校

*軽症者救護所…近隣に緊急医療救護所を開設する病院がない地域に、災害発生直後から概ね72時間程度開設し、自ら歩ける程度の軽症者の治療を行います。

【妊産婦避難所*】 2箇所

大田文化の森、東邦大学（看護学部）

*妊産婦避難所…災害時に産後の時期を安心して過ごせるように、褥婦と新生児を対象として分娩医療機関の近くに避難所として開設します。状況を踏まえた上で、妊婦も対象とします。

【災害時医療体制の整備】

- (1) 大田区災害医療コーディネーターの委嘱（平成25年5月）
- (2) 大田区災害薬事コーディネーターの委嘱（平成27年10月）
- (3) 大田区災害歯科医療コーディネーターの委嘱（平成30年3月）
- (4) 大田区災害医療連携会議の設置（平成25年5月）
- (5) 大田区災害医療連携会議作業部会の改編（平成28年度）
- (6) 緊急医療救護所開設医療機関の設定（平成27年4月）
- (7) 緊急医療救護所等従事区職員の拡充（平成28年度）
- (8) 医薬品備蓄体制の見直し（平成30年度）
※医薬品備蓄体制の整備（平成27年度）
- (9) 災害時医療職ボランティア制度の導入（平成30年度）
※災害時看護職ボランティア制度（平成28年度）から拡充
- (10) 保健所BCPの見直し（平成29・30年度）
- (11) 東京都助産師会及び新東京歯科技工士・歯科衛生士学校との災害時協力協定の締結（平成30年3月）
- (12) 学校法人東邦大学との学校施設の使用に関する協定の締結（令和2年1月）
- (13) 株式会社大塚製薬工場との物資の優先供給に関する協定の締結（令和2年12月）

【災害時医療対策物品の配備】

- (1) 情報連絡体制拡充のためのPHS及び災害時グループウェアの導入
(平成28年度)
- (2) 軽症者救護所へ大型テントの配備(平成29年度)
※緊急医療救護所・軽症者救護所用備蓄品の初年度配備(平成26年度から)
- (3) 傷病者搬送用車輪付き担架の開発・配備(平成29・30年度)
- (4) 歯科医療救護所物品の配備(平成30年度)
- (5) 災害時優先携帯電話の配備(令和2年度)
※PHSから災害時優先携帯電話へ移行
- (6) 緊急医療救護所等へ感染症対策物品(个人防护具等)の配備(令和3年度)
- (7) 妊産婦避難所へ感染症対策物品(パーテーション)の配備(令和3年度)
※妊産婦避難所用備蓄品の初年度配備(平成29年度から)

【災害時医療体制に関する普及啓発活動】

- (1) 大田区災害時医療フォーラムの開催(平成29年度～)
 - ・平成29年度 東京工科大学・日本工学院専門学校3号館 大講義室
 - ・平成30年度 大田区立障がい者総合サポートセンター5階 多目的室
 - ・令和元年度 大田文化の森 ホール
 - ・令和2年度 収録動画を区ホームページにて公開
 - ・令和3年度 収録動画を区ホームページにて公開
- (2) 緊急医療救護所周知用ポスターの作成・掲出(平成29年度)
- (3) 大田区災害時歯科医療特別講演会の開催(平成30・令和元年度)
 - ・平成30年度開催場所 新東京歯科技工士・歯科衛生士学校
 - ・令和元年度開催場所 新東京歯科技工士・歯科衛生士学校
- (4) 緊急医療救護所周知用クリアファイルの作成(平成30年度)
- (5) 大田区災害時医療救護活動ガイドラインの作成(令和2年度)
- (6) 避難所生活に係る健康支援カードの作成、学校防災活動拠点へ配備
(令和3年度)

【各種訓練等の実施】

- (1) 緊急医療救護所等開設・運営訓練の実施(平成27年度～)
※緊急医療救護所等グループ連携訓練の実施(平成29年度～)
- (2) 災害時医療活動に係る図上訓練の実施(平成28年度～)
- (3) 医薬品調達図上訓練の実施(平成29年度～)
- (4) 歯科医療拠点初動活動訓練の実施(平成29年度)
- (5) 歯科医療救護所実地確認(平成30年度)

- (6) 妊産婦避難所開設・運営訓練の実施（平成 30 年度）
※妊産婦避難所体験会の実施（平成 29 年度）
- (7) 災害時医療に係る看護職研修の実施（平成 29 年度～）
- (8) 災害時グループウェア操作習熟研修の実施（平成 29 年度～）

【情報連絡体制の構築】

- (1) 災害時医療対策用 P C の配備（令和元年度）

※緊急医療救護所 15 箇所、軽症者救護所 4 箇所、各地域健康課 4 箇所、生活衛生課 1 箇所、災害薬事センター 1 箇所、健康医療政策課 計 30 台

- (2) 地域 B W A 専用 W i - F i の配備（令和元年度）

※緊急医療救護所設置病院 15 箇所、緊急医療救護所 15 箇所、軽症者救護所 4 箇所、各地域健康課 4 箇所、生活衛生課 1 箇所、健康医療政策課） 計 42 台

※地域 B W A とは、総務省が進めている広帯域移動無線アクセスシステム。無線通信技術として国際的な標準規格である W i M A X や A X G P を利用。固定光回線並みの高速通信が実現可能。

【令和 4 年度の取組】

○大田区災害医療連携会議の各作業部会について、新型コロナウイルス感染症の状況を見極め、通常会議又はリモート会議等を開催

※作業部会構成

- ①救護所作業部会 ②周産期医療作業部会 ③医薬品・資器材作業部会
- ④透析医療作業部会 ⑤歯科医療作業部会 ⑥情報連絡作業部会
- ⑦訓練・研修作業部会 ⑧小児医療作業部会

○緊急医療救護所等備蓄医薬品の管理

緊急医療救護所設置病院とその近隣薬局で保管している備蓄医薬品の管理

○各種訓練・研修

- (1) 緊急医療救護所等開設・運営訓練

※新型コロナウイルス感染症の状況を見極め、各医療関係者と災害時における連携方法を確認します。

- (2) 区南部保健医療圏(大田区、品川区)における連携訓練

- (3) 妊産婦避難所開設・運営訓練
- (4) 災害薬事センター開設・運営訓練
- (5) 緊急医療救護所等配置職員研修
- (6) 災害時医療に係る看護職研修

○大田区災害時医療職ボランティアの募集

災害時に不足すると見込まれる医療職の人材を確保します。

(令和4年4月1日現在の登録者数 44名)

○大田区災害時医療フォーラムの開催

区災害時医療体制の普及啓発を目的とし、区民とともに考える講演会を開催します。災害時医療に関する各分野の専門家を講師に招き、地震や風水害、感染症等、あらゆる災害の教訓から区災害時医療体制を考えます。

○(仮称)避難所生活に係る健康支援ハンドブックの作成

災害時に長期化する避難所生活での避難者の健康維持を目的に避難所の衛生対策や生活不活発病等の予防の啓発を示した「避難所生活に係る健康支援カード」を各避難所に備蓄しております。

避難所生活のみならず、在宅避難時にも知っておいてもらいたい情報が掲載されているため、区民向けハンドブックを作成し、普及啓発を行います。

○大田区災害時医療体制に関する普及啓発

平成29・30年度に作成した緊急医療救護所周知用ポスターやクリアファイルを見直します。広報媒体(区報、ツイッター等)の活用と併せ、引き続き、区災害時医療体制の普及啓発を行います。

2-3 安全な生活環境の確保

〈生活衛生課〉

医療施設・医薬品等の安全性の確保、食の安全・安心対策、環境衛生営業施設や区民の生活環境の衛生確保等、各分野における区民の安全を確保するために、様々な取組を行います。

(1) 医療施設・医薬品の安全確保

区民の安全・安心な生活環境を確保するために、診療所、薬局等の各種施設に対して立入調査、監視指導等を行います。また区民のセルフメディケーション（自分の健康は自分で守る事を意識し、軽度な身体の不調は自分で手当てすること）支援のため、ホームページ等を通して情報発信を行います。

治療内容や区内診療所に対する相談・苦情について医療相談窓口を開設し、区民が抱える悩みを解決するように努めます。

【令和4年度の取組】

○有床診療所等立入調査指導の実施

有床診療所5施設の現況調査を実施します。また、新規開設施設の現地調査に際して、院内感染防止及び医療安全対策の手順書の整備等、施設管理状況の確認を行います。

○薬事重点監視の実施

区民が安心して医薬品を使用できるように、薬局での処方せん薬等の適正な保管管理や適切な薬学的指導・情報提供の実施について監視指導を行います。店舗販売業者の要指導医薬品等の適正な管理と資格者による適切な情報提供の実施についても監視指導を行います。また、インターネットによる一般用医薬品の広告や販売方法が適切に行われるよう、監視指導を行います。

コンタクトレンズや病院、診療所向け医療機器などの高度管理医療機器等を販売する施設について、医療機器の適切な販売、管理の監視指導を行います。

○区民へのセルフメディケーション支援の実施

区ホームページ医薬担当の項「お薬に関する健康情報」や保健所メールにて、医薬品等の適切な使用方法等についての情報を発信していきます。

○医療相談窓口の開設

区民からの治療内容や区内診療所に対する相談・苦情について、病院での従事経験がある看護師が相談員となり、適切な助言を行い、区民が抱える悩みを解決できるように努めます。

(2) 食の安全・安心対策

飲食による健康被害を防止し、区民の健康を守るため、生食食肉提供

施設等食中毒発生リスクの高い営業施設を重点的に監視指導します。さらに、食品衛生法一部改正により制度化された HACCP に沿った衛生管理の周知及び導入支援を継続的に実施し、食品等事業者の衛生レベルの向上を図ります。

また、区民に対しては、リーフレット配布や出張講習会、ホームページ・保健所メール等の電子媒体を通して、食の安全に係る危害情報を提供するとともに、食品衛生知識の周知を行います。

【令和4年度の取組】

○重点監視指導及び HACCP に沿った衛生管理導入支援の実施

大田区食品衛生監視指導計画に基づき、食中毒発生リスクの高い業態を中心に監視指導を行うとともに、食品衛生法一部改正により、食品等事業者全施設を対象に制度化された HACCP に沿った衛生管理の周知及び導入支援を継続して実施し、食品等事業者の自主的衛生管理向上を図ります。

・令和4年度	年間監視予定件数	13,532件
	重点監視施設監視件数	5,980件[再掲]

○区と区民の間での食の安全に係る危害情報の共有と、危害発生時の迅速な情報提供

区民の誰もが利用できる「保健所メール」にて、区民に向けて公衆衛生情報及び健康危害情報等を定期的に配信し、食品衛生知識の普及啓発を図ります。また、区ホームページ食品衛生の項「みんなの食品衛生」については、不良食品の回収や、食中毒の予防対策等、適宜最新の情報に更新し情報発信を強化します。

こうした取組により、日ごろから区と区民の間で食の安全に係わる危害情報を共有する体制を整えます。

・令和4年度	保健所メール配信予定回数	12回/年
	※緊急時は適宜号外を配信	

(3) 環境衛生の衛生確保

区民が利用する理容所、美容所、旅館、公衆浴場等の環境衛生関係営業施設や社会福祉施設(高齢者利用施設)の浴槽設備の衛生を確保し、健康被害を未然に防ぎます。また、特区民泊や住宅宿泊事業法についても事業者、利用者のみならず区民にとっても安全安心な運営がなされるよう指導していきます。

区民の暮らしに影響を及ぼす生活環境(居住環境、ネズミ衛生害虫、飲料水等)における衛生上の課題に対し、区民へのアドバイス等の支援

を行います。さらに、感染症媒介蚊対策を区内関係部局と連携して実施します。

また、狂犬病予防対策、飼い主のいない猫対策及び災害時のペット対策をしっかりと支えていくよう取組みます。

【令和4年度の取組】

○環境衛生営業施設の衛生確保

営業施設の営業者等による自主管理を支援するとともに、衛生管理の状況について科学的検査手法を用いて示すことで、監視指導の効果を高めます。

浴槽を持つ公衆浴場、加温装置を設けているプール等、レジオネラ症の発生原因となりうる施設に対し、重点的に監視指導を行います。また、レジオネラ症の予防のため、指導指針の確実な履行とともに、効果的な消毒方法（モノクロラミン消毒）について指導していきます。

社会福祉施設（高齢者福祉施設）については、新たな施設の設備状況を把握するとともに、循環設備のある浴槽を設けている施設に対して効果的な対策を啓発していきます。

・令和4年度レジオネラ属菌検査実施予定施設数

公衆浴場 71 施設 プール 21 施設 旅館 9 施設

○健康で快適な生活環境の確保に係る普及・啓発

区民からの生活環境に関する相談に対し、現場調査及び的確なアドバイスをを行うとともに、衛生的な生活環境づくりについての情報提供を行い、区民自らの取組みを支援します。

感染症媒介蚊対策を区内関係部局と連携して遂行し、区内における蚊媒介感染症の発生を未然に防ぎます。感染症が区内又は近隣自治体で発生した際に、媒介蚊対策を迅速に実施するため、薬剤や資材を備蓄します。また、蚊の発生場所となる雨水マスへ薬剤を適切に散布・投入することにより蚊の防除を行います。

激甚化する豪雨や風水害に備えて職員対応マニュアルを充実させるとともに、備蓄資機材の整備を行い、被災者の速やかな生活復旧支援に努めます。

○動物愛護事業の普及啓発

狂犬病の発生と蔓延を防止するために、犬の登録と狂犬病予防注射の徹底を図ります。また、犬の適正な飼養方法を啓発するために、東京都獣医師会大田支部と共催して「犬のしつけ方教室」を開催します。

飼い猫については、室内飼いを推奨していきます。飼い主のいない猫については、区の特徴である地域力を活かし地域住民の相互理解を図りながら対策に取り組む自治会・町会等を支援します。さらに、地域猫活動を広く区民に周知するために講演会を開催します。

災害時のペット対策としては、発災時においても飼い主自らの責任のもとペットを適正に飼養し続けられるよう啓発します。

基本目標 3 医療や特別な支援を必要とする人が安心して暮らせるまちをつくります

3-1 地域医療体制の充実

〈健康医療政策課〉

区内には、25の病院と600以上の診療所、500以上の歯科診療所、約300以上の薬局があり、地域医療の核となって区民の健康を守っています。

本格的な少子高齢社会の到来の中で、いつまでも地域で住み続けられる環境づくりを進めるためには、行政も含めた地域の医療関係者（医師会、歯科医師会、薬剤師会、病院等）相互の連携が不可欠です。

大田区内では以前から、医療関係者の主体的な取組により、病院・診療所等の連携関係（以下、「病診連携」という。）が構築されてきました。今後も、区はこれらの取組を支援し、一次救急から三次救急まで、妊娠・出産から在宅医療まで、一人ひとりの区民に適切な医療が、切れ目なく提供できる体制を、共に作っていきます。

【地域医療連携推進の3本柱】

(1) 入院医療分野…病院連携の構築、救急医療体制の整備、病診連携の充実

○分野別課題の検討

- ・入退院調整担当（関係者相互の連携を目的とした講演会、事例検討による連携と課題検討等）
- ・看護師（就職相談会開催等による看護師確保支援、区民向け健康相談会開催 等）
- ・院内感染対策（合同カンファレンスによる感染予防対策の検討等）
- ・小児医療（在宅医療体制、新興感染症発生時緊急態勢等の検討等）

(2) 周産期医療分野…産科医連携の構築、分娩の確保（区内分娩率の向上）、病診連携の充実、区民向け講演会の開催

(3) 在宅医療分野…在宅医療の推進、病診連携の充実、多職種連携と研修の開催、区民普及啓発講演会の開催、「大田区在宅医療相談窓口」の設置

【令和4年度の取組】

○医療・福祉の連携

切れ目の無い医療体制を目指すため、関係者の情報共有の手助けとなる「在宅医療連携ノート」の配布を目指します。

また、多職種間の連携強化、地域医療・在宅医療についてのスキルアップを目指し、医療や福祉関係者を対象とした研修を支援します。

○在宅医療普及啓発

かかりつけ医や在宅医療などを知ってもらうために作成した「在宅医療ガイドブック」を、区民に配布します。

また、在宅医療に関する区民向け公開講座を関係機関と一緒に開催します。

○周産期医療への支援

周産期医療体制の充実を促進するため、区内で安全に安心して分娩が出来るよう、医療機器等の購入費用を補助します。

○病院耐震化支援

耐震化に向けた課題の抽出、計画、経費を含めた経営診断等を実施するコンサルタント費用を補助します。

○看護職復職支援

離職中の看護師の就業を促すため、就職相談会の実施や、病院内で実習等を行う復職支援事業について、区内病院と一緒にを行います。

■AEDの設置について

〈健康医療政策課〉

AED（自動体外式除細動器）は、心室細動と呼ばれる不整脈（心臓のけいれん）によって血液を流すポンプ機能を失った状態になった心臓に、電気ショックを与え正常なリズムに戻すための医療機器です。心室細動により心停止に陥った場合、救命の可能性は時間とともに低下しますが、心肺停止から5分以内にAEDを使用することにより救命率や社会復帰率が向上します。

大田区ではAEDの普及により地域の安全安心を確保するため、区施設等にAEDを設置しているほか、設置費用を助成しています。

区のホームページでは、区施設等に設置されたAEDについて設置場所や利用可能時間等を紹介しています。また、日本救急医療財団全国AED

マップとリンクして、最新の A E D 設置場所の情報を載せています。

今後は、様々な手法を使って、24 時間誰もが使用できるわかりやすい場所への A E D 設置促進を図っていきます。

なお、平成 30 年度は、特別出張所等一部の区施設の A E D を屋外移設し、公園等には屋外に設置し 24 時間利用可能な A E D の設置を推進しました。

また、区と包括連携協定を締結している株式会社セブン-イレブン・ジャパンの協力を得て、区内店舗のほとんど（115 店舗）へ A E D を設置しております。

【令和 4 年度の取組】

○区施設の屋内 A E D についての屋外移設への推進

○大田区 24 時間自動体外式除細動器（A E D）設置補助
（平成 28 年 4 月～）

民間団体等が A E D を購入し、24 時間だれでも使える状態で設置する際の初期費用及び消耗品の交換費用を補助します。

3-2 精神障がい者、難病患者、ひきこもりの方への支援

〈健康づくり課〉

精神障がい者が地域の一員として安心して暮らしていけるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。精神疾患に関する正しい知識を啓発し、精神障がい者に対する差別や偏見の解消に取り組みます。また、未治療、治療中断者に対するアウトリーチ支援や措置入院患者の退院後支援を実施します。

大田区難病対策地域協議会を開催し、地域医療、保健、福祉などの関係機関が連携して難病患者を支える体制を構築します。また、医療、福祉サービスだけでなく、就労・就学と治療の両立など、患者の生活の質を向上させる多角的な支援を推進します。

ひきこもりは、医療、福祉、就労など様々な課題を有するため、それぞれの関係機関が連携して一体的な支援を行うことが重要です。保健師による個別相談や、ひきこもり支援室（SAPOTA）などと連携しながら支援を実施します。

また、地域の民間支援機関等と連携して本人や家族が集える場を設定し、孤立しがちな本人、家族に寄り添う支援を行います。複雑かつ長期化して

いる案件や 8050 問題についても、関係機関が連携して包括的支援に取り組めます。

【令和 4 年度の取組】

○個別支援業務（電話・面接・訪問相談）

精神疾患患者や難病患者、ひきこもりの方などが、適切な医療や支援を受けながら地域で生活することができるよう、地域を担当する保健師などが相談を受けます。

○精神保健福祉地域支援推進会議の開催

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの協議の場として精神保健福祉地域支援推進会議を開催し、精神障がいがあっても安心して暮らしていける地域づくりを推進します。

○精神障がい者アウトリーチ支援事業の実施

未治療や治療中断等のため、地域社会での生活に困難を来している精神障がい者が必要な医療や支援につながるために、多職種による訪問を中心とした支援を実施します。

○措置入院者等退院後支援事業の実施

退院後支援を行う必要があると認められる措置入院中等の精神障がい者が、退院後に安心して地域生活を送ることができるよう、多職種・多機関が連携し、支援を行います。

○難病対策地域協議会の開催

地域包括ケアの促進のため、医療・保健・福祉の関係者が課題を協議する場をもち、難病患者が安心して地域で生活していくことを目指します。

2 おおた健康プラン（第三次）以外の取組

1 骨髄移植ドナー支援事業

〈健康医療政策課〉

骨髄移植をする際には複数日の通院や入院が必要となるため、提供者は仕事を休んだり、全身麻酔をするなど、肉体的・精神的負担があります。

大田区では、骨髄移植ドナー登録者が骨髄を提供する際に、提供者及び提供者が勤務する事業所に対して助成を行い、骨髄移植ドナーを支援し、骨髄移植の推進を図っています。

【令和4年度の取組】

公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業における骨髄又は末梢血幹細胞の提供者及び提供者が勤務する事業所等に対し、助成金を交付します。

2 民泊関連事業

〈生活衛生課〉

(1) 特区民泊

平成28年1月から大田区国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例が施行され、生活衛生課で認定事業を行っています。

- ・認定状況（令和3年度末現在）
特定認定 123件（404居室）

【令和4年度の取組】

○住民・滞在者の視点からの特区民泊の取組み

住民・滞在者双方にとって安全・安心な制度として、正しく理解・運営されるよう資料やホームページを充実させ、適切な情報発信を行っています。事業者に対しては、良質な宿泊サービスの提供の確保のため、必要な指導を行います。ステッカー掲示の有無や記載内容に関する調査・指導を実施し、あわせて緊急時及び苦情等発生時における迅速かつ適切な対応の徹底を図ります。

(2) 住宅宿泊事業

平成 30 年 6 月から住宅宿泊事業法及び住宅宿泊事業法施行条例（以下「条例」という。）が施行され、生活衛生課で届出受理等の事務を行っています。

- ・届出受理状況（令和 3 年度実績）
届出受理 27 件（廃止数 11 件）

【令和 4 年度の取組】

○安全・安心面に配慮した住宅宿泊事業の実現

事業者に対し適切な運営の確保のため、必要な情報発信を行います。標識掲示の有無や記載内容に不備がないか等の調査を実施し、不備のある施設に対し必要な指導を行います。住民・滞在者双方にとって安全・安心面に配慮した民泊が提供できるよう、条例適合証票の制度の活用等により区独自の規制の遵守を推進していきます。

(3) 違法民泊への対応

- ・違法と疑われる民泊の苦情件数
(特区民泊条例施行から令和 3 年度末までの合計)
苦情件数 49 件 (指導済件数 48 件 指導中 1 件)

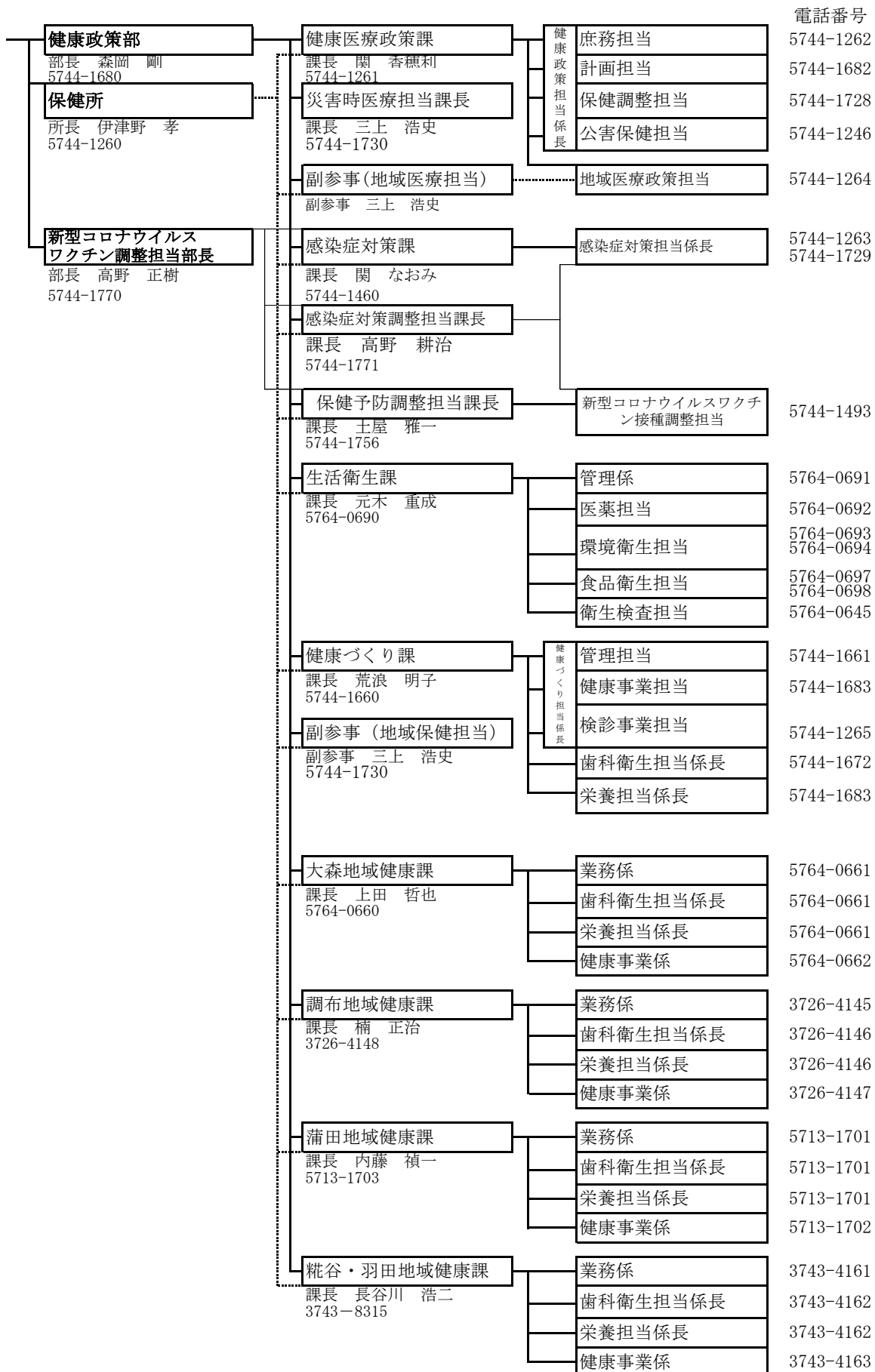
【令和 4 年度の取組】

民泊仲介サイト等の違法民泊掲載状況について定期的に調査し、国や都と連携を図りながら必要な措置を講じます。また、違法と疑われる情報提供があった場合は現場調査等を実施し、所在地と事業者が判明した事案について、必要な指導を行っていきます。

【Ⅲ 組織と分掌事務等】

1 健康政策部・保健所組織図

令和4年4月1日現在



2 健康政策部・保健所の分掌事務

大田区組織規則（抜粋）

【健康医療政策課】

健康政策担当係長

- (1) 部の政策立案、事業執行方針、事業計画及び事業の進行管理に関すること。
- (2) 部の事務事業の改善に関すること。
- (3) 行政組織及び職員定数に関する部の総括に関すること。
- (4) 部の事業に係る調査研究に関すること。
- (5) 議会に関する他部及び部内他課との連絡調整に関すること。
- (6) 部の庶務に関すること。
- (7) 予算及び決算に係る部の総括に関すること。
- (8) 他部及び部内他課との連絡調整に関すること（他係に属するものを除く。）。
- (9) 危機管理に関すること。
- (10) 議会に関する部の総括に関すること。
- (11) おおた健康プランに関すること
- (12) 保健師活動に関すること。
- (13) 保健師の育成に関すること。
- (14) 保健師業務の総合調整に関すること。
- (15) 保健師・助産師・看護師学生等の実習に関すること。
- (16) 公害健康被害の認定に関すること。
- (17) 公害健康被害に対する補償給付に関すること。
- (18) 公害健康被害の予防事業及び保健福祉事業に関すること。
- (19) 大気汚染健康障害者に対する医療費の助成に関すること。
- (20) 人口動態調査等地域保健に係る統計及び調査に関すること。
- (21) 医療関係従事者の免許申請等の受理経由及びクリーニング師、調理師及び製菓衛生師の免許申請に関すること。
- (22) 地域保健事業に係る負担金及び補助金に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (23) 部内他課及び課内他係に属しないこと。

地域医療政策担当係長

- (1) 地域医療連携の推進に関すること。
- (2) 休日診療等に関すること。
- (3) 献血推進等に関すること。
- (4) 医師会、歯科医師会及び薬剤師会等との連携に関すること。

【感染症対策課】

感染症対策担当係長

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 感染症等に関すること。
- (3) 予防接種に関すること。
- (4) 保健システムに関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (5) エックス線検査並びに衛生上の試験及び検査に関すること。

新型コロナウイルスワクチン接種調整担当係長

- (1) 新型コロナウイルスワクチン接種に関すること。

【生活衛生課】

医薬担当係長

- (1) 診療所等医務関係施設の許可及び監視指導に関すること。
- (2) 薬局、医薬品販売業、毒物劇物販売業及び取扱業等の許可、監視指導等に関すること。
- (3) 有毒物質を含有する家庭用品の規制に関すること。

環境衛生担当係長

- (1) 理容所、美容所、クリーニング所、旅館、興行場、公衆浴場、プール、温泉、墓地等の許可、確認及び監視指導に関すること。
- (2) 国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関すること。
- (3) 住宅宿泊事業の届出及び監督に関すること。
- (4) 住宅、建築物、水道施設等の衛生的環境の確保並びにねずみ及び衛生害虫の駆除相談に関すること。
- (5) 動物の愛護、管理及び狂犬病予防並びに化製場等の規制に関すること。

食品衛生担当係長

- (1) 食品衛生関係法令に関する営業の許可及び監視指導に関すること。
- (2) 食中毒、違反食品等の防止及び調査に関すること。
- (3) 食品衛生思想の普及に関すること。

衛生検査担当係長

- (1) 試験、検査検体の確認、管理及び成績書の発行に関すること。
- (2) 保健衛生に関する試験及び検査に関すること。
- (3) 大森、調布、蒲田、糎谷・羽田地域健康課の各種健康診査等に係る検査業務に関すること。
- (4) 部内技術職員に対する試験及び検査技術の指導並びに講習に関すること。

管理係

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) クリーニング師、調理師及び製菓衛生師の免許申請に関すること。
- (3) 課の事業の調査及び統計に関すること。
- (4) 課内他係に属しないこと。

【健康づくり課】

健康づくり担当係長

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 健康づくり事業に関すること。
- (3) 区民の健康づくりに係る専門的企画及び調整に関すること。
- (4) 難病等に関すること。
- (5) 精神保健福祉に関すること。
- (6) 自殺総合対策に関すること。
- (7) 栄養に関すること。
- (8) 歯科保健に関すること。
- (9) 母子保健に関すること。
- (10) 自立支援医療（育成医療）事業に係る助成、給付等に関すること。
- (11) 成人保健に関すること。
- (12) がん検診等に関すること。
- (13) 健康診査に関すること。
- (14) 保健師の育成に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (15) 保健システムに関すること（他の主管に属するものを除く。）。

- (16) 管理栄養士学生及び歯科衛生士学生の実習に関する事。
- (17) 飲食店等における受動喫煙防止対策に関する事。

【大森、調布、蒲田、糀谷・羽田地域健康課】

業務係

- (1) 課の庶務に関する事。
- (2) 地域における健康の保持及び増進に関する事。
- (3) 医師の臨床研修及び保健師・助産師・看護師・管理栄養士学生等の実習に関する事（他の主管に属するものを除く。）。
- (4) 栄養に関する事（他の主管に属するものを除く。）。
- (5) 歯科保健に関する事（他の主管に属するものを除く。）。
- (6) 難病等に関する事（他の主管に属するものを除く。）。
- (7) 精神保健福祉に関する事（他の主管に属するものを除く。）。
- (8) 予防接種に関する事（他の主管に属するものを除く。）。
- (9) 人口動態調査等地域保健に係る各種統計及び調査に関する事（他の主管に属するものを除く。）。
- (10) 医療関係従事者の免許申請書等の受理経路に関する事（他の主管に属するものを除く。）。
- (11) 動物の愛護及び管理並びに狂犬病予防に関する事（他の主管に属するものを除く。）。
- (12) 母子保健に関する事（他の主管に属するものを除く。）。
- (13) 自立支援医療（育成医療）事業に係る助成、給付等に関する事。（他の主管に属するものを除く。）
- (14) 成人保健に関する事（他の主管に属するものを除く。）。
- (15) 大気汚染等公害健康保健事業に関する事（他の主管に属するものを除く。）。
- (16) 被爆者援護に関する事（他の主管に属するものを除く。）。
- (17) 介護予防事業に関する事（他の主管に属するものを除く。）。
- (18) 課内他係に属しない事。

健康事業係

- (1) 地域における健康の保持及び増進に関する事。
- (2) 医師の臨床研修及び保健師・助産師・看護師学生等の実習に関する事（他の主管に属するものを除く。）。
- (3) 難病等に関する事（他の主管に属するものを除く。）。
- (4) 精神保健福祉に関する事（他の主管に属するものを除く。）。
- (5) 母子保健に関する事（他の主管に属するものを除く。）。
- (6) 成人保健に関する事（他の主管に属するものを除く。）。

3 職員配置

図表1 組織・職種別職員配置数

令和4年4月1日現在

所属	係	総数	一般事務	医師	保健衛生監視	食品衛生監視	保健師	栄養士	検査技師	診療放射線	歯科衛生士	一般業務	行政サービス 支援員	(再掲) 再任用	
2年		271	91	4	20	30	80	10	2	3	11	0	20	22	
3年		298	112	3	21	32	84	10	4	0	10	0	22	18	
4年		316	127	3	21	30	87	10	2	2	10	1	23	18	
部長		2	2												
所長		1		1											
健康医療政策課	課長	1	1												
	担当課長	1	1												
	副参事	0													
	健康政策担当	庶務	8	8											
		計画	3	3											
		保健調整 公害保健	2					2							
	地域医療政策担当	地域医療	2	2											1
災害時医療		4	4												
計	27	25	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	
対感染症課	課長	3	2	1											
	感染症対策担当	38	14	1			18			2			3	3	
	新型コロナウイルスワクチン接種調整担当	24	24												
計	65	40	2	0	0	18	0	0	2	0	0	3	3		
生活衛生課	課長	1				1									
	管理係	4	4											1	
	医薬	7			6							1		1	
	環境衛生	20	2		15								3	1	
	食品衛生	25				25									
	衛生検査	6				4			2					2	
計	63	6	0	21	30	0	0	2	0	0	1	3	5		
健康づくり課	課長	1	1												
	副参事	1	1												
	管理担当	13	11										2	1	
	健康事業担当	6					6								
	歯科衛生担当	1									1				
	栄養担当	2					2								
	検診事業担当	8	8												
計	32	21	0	0	0	6	2	0	0	1	0	2	1		
大森地域健康課	課長	1	1												
	業務係	12	8										4	1	
	歯科	2									2				
	栄養	2					2							1	
	健康事業係	16					16								
	課務担当	1	1												
計	34	10	0	0	0	16	2	0	0	2	0	4	2		
調布地域健康課	課長	1	1												
	業務係	11	7										4		
	歯科	3									3			1	
	栄養	2					2								
	健康事業係	15					15								
計	32	8	0	0	0	15	2	0	0	3	0	4	1		
蒲田地域健康課	課長	1	1											1	
	業務係	12	8										4	1	
	歯科	2									2			1	
	栄養	2					2								
	健康事業係	18					18							1	
	計	35	9	0	0	0	18	2	0	0	2	0	4	4	
地域健康課 谷・羽田	課長	1	1											1	
	業務係	8	5										3		
	歯科	2									2				
	栄養	2					2								
	健康事業係	12					12								
計	25	6	0	0	0	12	2	0	0	2	0	3	1		

※ 地域健康課の診療放射線・歯科・栄養担当専門職員については、業務係の列に計上せず、診療放射線・歯科・栄養の列に計上した。

※ 再任用については、該当職種の列に計上のうえ、(再掲)の列に再計上した。なお、再任用にはフルタイム、時短ともに含む。

※ 兼務については、本務の方で計上した。

4 令和4年度健康政策部（保健所）予算概要について

【区全体及び衛生費予算の状況】

(単位：千円)

	令和4年度予算	令和3年度予算	増減額	増減率(%)	構成比
区一般会計	300,874,356	293,777,611	7,096,745	2.4	100.0%
内衛生費	14,103,097	12,559,546	1,543,551	12.3	4.7%

＜健康政策部予算 主な事業＞	
①	予防接種 (2,112,275)
②	健康診査 (1,927,383)
③	公害健康被害者各種補償給付 (907,069)
④	母子健康診査 (657,170)

【目別予算の状況】

(単位：千円)

	令和4年度予算	令和3年度予算	増減額	増減率(%)	構成比	主 な 増 減 要 因
保健衛生総務費	2,841,911	2,571,559	270,352	10.5	20.2%	職員人件費 (256,507)、受動喫煙防止対策 (△1,154)、健康ポイント (11,534)、災害時医療体制の整備 (△4,398)、おおた健康プランの推進 (△9,544)、地域医療連携の推進 (43,398)、休日調剤事業 (9,308)、健康医療政策課事務費 (△9,058)、生活衛生課事務費 (△12,471)、保健システム運用 (△13,625)
感染症予防費	7,138,573	6,066,301	1,072,272	17.7	50.6%	乳幼児等予防接種 (△58,480)、高齢者予防接種 (23,074)、結核医療費公費負担 (△4,621)、結核対策特別促進事業 (△2,343)、感染症予防事務費 (21,556) 新型インフルエンザ等感染症対策 (428,874)、新型コロナウイルスワクチン予防接種 (663,248)
生活習慣病予防費	2,040,323	1,872,300	168,023	9.0	14.5%	基本健康診査 (3,298)、検診等事業(164,389)、成人歯科健康診査 (5,064)、精神保健福祉相談 (△2,874)、デイケア (△1,505)
母子保健費	1,046,378	967,925	78,453	8.1	7.4%	妊婦面接・新生児等訪問 (104,175)、産後ケア (△1,696) 養育医療給付 (△1,465)、妊婦健康診査 (△32,287)、6・9か月健康診査 (△3,468)、1歳6か月児健康診査 (△1,745)、3歳児健康診査 (9,651)、幼児歯科健康診査 (△1,228)、特定不妊治療費助成 (8,146)
公害健康被害補償費	953,098	996,060	△ 42,962	△ 4.3	6.8%	公害健康被害者各種補償給付 (△43,122)
環境衛生費	33,080	34,869	△ 1,789	△ 5.1	0.2%	ひとにやさしい生活環境づくり (△1,776)
食品衛生費	24,897	24,700	197	0.8	0.2%	
動物愛護費	24,837	25,832	△ 995	△ 3.9	0.2%	
計	14,103,097	12,559,546	1,543,551	12.3	100.0%	

IV 令和3年度 事業実績

1 保健衛生

1 健康づくり

事業名	① 健康づくり【健康づくり課】			区
概要	区民の健康増進と食育に関する知識の普及啓発を図る。 「おおた健康プラン」の普及 区民の健康づくり活動の環境整備 大田健康づくりグループネットワークの整備推進 食育の推進			
実績	出張健康教育（たばこ）	0回	参加者	0人
	食育フェア	中止		
	地域で活動する栄養士向け講演会	1回	参加者	35人
	朝食メニュー集の配布			6,800部

事業名	② 受動喫煙防止対策【健康づくり課】		
概要	改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例に基づき、多方面からの禁煙勧奨・受動喫煙防止対策の強化を行う。		
実績	受動喫煙防止対策相談窓口受付件数	294件	
	メール等による苦情相談件数	88件	（うち指導件数80件）
	指導員による標識掲示済確認	4,872件	

事業名	③ はねびょん健康ポイント【健康づくり課】		
概要	アプリをダウンロードして、区民が気軽に楽しく健康づくりに取り組んでもらうことで、区民の健康寿命の延伸を図る。		
実績	はねびょん健康ポイント参加者数		29,606人

2 栄養指導

小事業名	① 栄養指導【健康づくり課】		
概要	健康増進、疾病予防、食生活の改善等について、希望する区民に対し、講習会等により指導を実施する。（各地域健康課で実施）		
実績	個別栄養相談		延 1,823人
	パネルシアター	7回	延 225人

小事業名	② 特定給食施設指導【健康づくり課】		
概要	特定給食施設（特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設）の栄養改善等について必要な個別・集団指導を実施する。（各地域健康課で実施）		
実績	講習会	4回	784施設 個別指導 455施設

3 難病対策の推進

事業名	難病対策の推進 【健康づくり課】	区
概要	地域全体としての難病支援・セーフティネットワークの構築を目指し、関係機関との情報共有を図り、地域の難病支援体制を整える。 難病患者及びその家族の療養生活を支援することを目的とし、専門医による講演会を実施する。	
実績	大田区難病対策地域協議会	1 回開催

4 おおた健康プラン

事業名	① おおた健康プランの推進 【健康医療政策課】	区
概要	おおた健康プラン（第三次）（計画期間：令和元年度から7年度）の効果的な推進のため、学識経験者や公募の区民等で構成する「おおた健康プラン推進会議」を開催した。	
実績	「おおた健康プラン推進会議」 「おおた健康プラン庁内検討会」 各事業の実績報告に関し、進捗をより分かりやすくすることを目的に数値化した。	2 回開催 2 回開催

事業名	② おおた健康経営事業所の認定 【健康医療政策課】	区
概要	働き盛り世代の区民の健康増進に向け、従業員の健康づくりに戦略的に取り組む区内事業所を「おおた健康経営事業所」として認定する。	
実績	「おおた健康経営事業所認定関連動画制作・配信（4本）」 「おおた健康経営事業所認定審査委員会」 おおた健康経営事業所 計23社（ゴールド8社 シルバー12社 ブロンズ3社）	令和3年8月から 1 回開催

事業名	③ 東邦大学との共同研究「人生100年を見据えた健康寿命延伸プロジェクト」 【健康医療政策課】	区
概要	東邦大学と共同で行政情報等を18特別出張所ごとに分析し、科学的根拠に基づいた健康づくり施策の立案に活用する。	
実績	1 行政情報分析 98指標を18地区別に集計 2 質問票調査 36,000人（2,000人×18地区）を対象に実施し、12,345人回答（回答率34.3%） 3 実装戦略 研究成果の実装に向け、多職種で構成するプロジェクトチームで検討を進め、テーマとモデル地区を取りまとめた。 （テーマ）若い世代からの糖尿病予防を念頭に置いた食習慣及び運動習慣の改善（令和4年度モデル地区） 大森東特別出張所及び鶴の木特別出張所管内 大学が人口動態や国民健康保険に関するデータ（KDB）など、区が所有する21項目の行政情報を分析し、18地区別に健康課題や地域特性を把握した内容を報告書として作成した。	

5 地域医療連携の推進

事業名	地域医療連携の推進 【健康医療政策課】	区
概要	安全で質のよい医療を提供するために、救急医療、在宅医療、小児科や産科などの一般医療及び災害医療において、地域の病院や診療所などが医療機能を分担し、連携することが求められている。関係機関が一体となり、医療機関が抱える問題を軽減できるよう、連携体制の構築を推進する。	
実績	区民向け講演会 2 回開催 大田区入院医療協議会 1 回開催 同 入退院調整担当者部会 0 回開催 同 看護師専門部会 0 回開催 同 看護職就職相談会 1 回開催 同 院内感染対策専門部会 0 回開催 同 小児医療専門部会 2 回開催 大田区周産期医療検討委員会幹事会 1 回開催 大田区在宅医療連携推進協議会全体会 0 回開催 同役員会 2 回開催	(大田区災害時医療フォーラム 動画配信) (周産期医療オンライン講演会) 同役員会 2 回開催 同幹事会 1 回開催 同幹事会 3 回開催 同幹事会 0 回開催 同実行委員会 0 回開催

実績	大田区災害医療連携会議	1	回開催	同幹事会	1	回開催
	同 救護所作業部会	4	回開催			
	同 周産期医療作業部会	1	回開催			
	同 医薬品・資器材作業部会	2	回開催			
	同 透析医療作業部会	1	回開催			
	同 歯科医療作業部会	1	回開催			
	大田区歯科医療作業部会	1	回開催			
	同 情報連絡作業部会	0	回開催	※救護所作業部会で検討		
	同 訓練・研修作業部会	0	回開催	※救護所作業部会で検討		
	同 小児医療作業部会	1	回開催			
【訓練名称】				【訓練月】		
情報伝達訓練（水害時想定）		26病院		7・12月		
情報伝達訓練（地震想定）		4師会		9・12・2月		

6 大森赤十字病院改築支援

事業名	大森赤十字病院改築支援	【健康医療政策課】	区
概要	大森赤十字病院の建替えに対して改築支援を実施する。		
実績	大田区と大森赤十字病院の意見交換の場として、大田区及び大森赤十字病院における連絡協議会を1回開催		

※令和元年度事業終了

7 柔道接骨師による区民健康増進無料相談

事業名	柔道接骨師による区民健康増進無料相談	【健康医療政策課】	区
概要	区民スポーツまつりにおいて、運動指導及びスポーツ事故防止活動を行う。		
実績	新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、中止		

8 歯の衛生思想普及

事業名	歯の衛生思想普及	【健康づくり課】	区
概要	一般区民を対象に、歯科保健に関する意識の啓発を図る。 他地区歯科医師会に事業を委託し、パネル展、児童が描いたポスター展を開催し、会場に置いて無料健診・相談を実施する。		
実績	学童の図画ポスター展(委託先：蒲田歯科医師会)		
	令和3年6月12日 大田区民プラザ	来場者	80人
	口の健康に関する相談(委託先：蒲田歯科医師会)		
	令和3年6月12日 大田区民プラザ	相談者	12人
	歯の衛生相談と口の健康パネル展(委託先：大森歯科医師会)		中止
歯と口の健康週間 パネル展示(健康づくり課、地域健康課共同事業)			
令和3年6月7日～9日 区役所本庁舎3階中央展示コーナー			
誤えん性肺炎予防啓発チラシ			2,000部
歯と口の健康づくり情報誌			10,500部

9 休日診療・休日準夜診療

事業名	休日診療・休日準夜診療 【健康医療政策課】 区		
概要	日曜、休日及び年末年始の急病者の診療を区内3医師会に、土曜準夜診療を区内2医師会に委託して実施。また、診療設備等についても助成を行う。		
実績	休日診療所	3 箇所	受診件数 3,583 件
	休日準夜診療所	3 箇所	受診件数 1,650 件
	土曜準夜診療所	2 箇所	受診件数 703 件

10 休日施術(接骨)事業

事業名	休日施術(接骨)事業 【健康医療政策課】 区		
概要	日曜、休日及び年末年始における応急的な施術(接骨)を、東京都柔道整復師会大田支部に委託して実施。		
実績	施術所 休日	2 箇所	施術受診者数 延 161 人

11 歯科休日応急診療

事業名	歯科休日応急診療 【健康医療政策課】 区		
概要	日曜、休日及び年末年始の歯科急病者の診療を区内2歯科医師会に委託して実施。また、診療設備等についても助成を行う。		
実績	診療所	2 箇所	受診件数 446 件

12 休日調剤事業

事業名	休日調剤事業 【健康医療政策課】 区		
概要	休日診療等における院外調剤を区内2薬剤師会に委託して実施。また、設備運営等についても助成を行う。		
実績	休日・休日準夜調剤		処方箋件数 6,012 件
	土曜準夜調剤		処方箋件数 831 件

13 かかりつけ薬局定着促進等補助事業

事業名	かかりつけ薬局定着促進等補助事業 【健康医療政策課】 区		
概要	区民の医薬品に対する知識の普及を行う。また、区内2薬剤師会が行う医療廃棄物回収事業の補助を行う。		
実績	1 薬事無料相談	980 件	
	実施期間	令和3年10月17日～23日	
	2 啓発事業		
	実施日	・薬の正しい使い方啓発カレンダー作成・配布 (令和3年11月～配布終了)	
実績	実施日	・お薬手帳作成・配布 (令和3年11月～配布終了)	
	実施日	・お薬手帳カバー作成・配布 (令和3年11月～配布終了)	

14 献血推進事業

事業名	献血推進事業 【健康医療政策課】 区		
概要	1	輸血用の血液需要の増大及び夏季、冬季の時期的な血液の供給不足に対処するため、東京都赤十字血液センターと協力し、血液の安定供給を図るため、献血事業を推進する。	
	2	公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において骨髄又は末梢血幹細胞提供者(以下「ドナー」という。)となった者及びその者が勤務する事業所等に対し、大田区骨髄移植ドナー支援事業助成金を交付することにより、骨髄移植ドナーを支援し、骨髄移植の推進を図る。	
実績	1	区報及び懸垂幕掲出等広告媒体活用による区民啓発活動	
	2	個人申請 2 件	事業所申請 1 件

1.5 平日準夜小児初期救急診療

事業名	平日準夜小児初期救急診療 【健康医療政策課】 区
概要	区内3医師会・大田区薬剤師会・東邦大学医療センター大森病院の協力を得て、平日準夜における小児の救急患者の初期救急医療事業を実施。
実績	診療場所 東邦大学医療センター大森病院 診療時間 午後8時～午後11時 診療実績 723人

1.6 アスベスト対策事業

事業名	アスベスト対策事業 【健康医療政策課】 区
概要	平成19年度アスベスト健康調査時の専門委員会の提言をふまえ、区民に対してアスベスト検診の受診機会を提供する。
実績	検診者 24人

1.7 大田区24時間自動体外式除細動器（AED）設置補助事業

事業名	大田区24時間自動体外式除細動器（AED）設置補助事業 【健康医療政策課】 区
概要	区内の自らの施設に、AEDを購入し、24時間誰でも使える状態で設置する民間団体等に初期費用の2分の1の金額を補助する。ただし、消費税の確定申告義務がある団体とない団体で上限額が異なる。（平成28年4月から実施） また、大田区24時間自動体外式除細動器（AED）設置補助事業で設置したAED（設置から5年を限度）で 令和2年4月以降に購入した以下消耗品について、それぞれの交換費用の総額の2分の1の額を補助する。ただし、消費税の確定申告義務がある団体とない団体で上限額が異なる。（令和2年4月から実施）
実績	本体補助 3件 消耗品補助 13件

18 各種衛生調査

小事業名	① 各種衛生統計調査 【健康医療政策課】 都補助(都、定額)
概要	①国民生活基礎調査(小規模調査年度) 国民の保健、医療、福祉、所得等、厚生行政の基礎となる事項について調査 ②社会保障・人口問題基本調査(生活と支え合いに関する調査) 家庭の機能の実態と社会保障機能について調査 ③人口動態調査(人口動態職業・産業調査も兼ねる) 出生、死亡、婚姻等の届出に基づき人口動態事象を調査 ④医療施設調査(動態調査) 医療法による病院、診療所の開設、変更の届出に基づく調査 ⑤医療関係者調査 医師等の医療従事者の就業実態を調査(隔年実施) ⑥医療施設調査(静態調査)(3年毎実施) 医療行政の基礎資料となる医療施設の分布、整備の実態についての調査 ⑦患者調査(3年毎実施) 医療施設を利用する患者数、傷病状況の実態調査 ⑧受療行動調査(3年毎実施) 医療施設を利用する患者の受療状況や受けた医療に対する満足度等の調査 (③の調査を各地域健康課で実施)(④～⑧の調査を生活衛生課で実施)
実績	①対象数 4地区 266世帯 ②対象数 4地区 266世帯 ③全数調査・通年実施 ④一般診療所 56件 歯科診療所 46件 ⑤令和3年度 実施せず ⑥令和3年度 実施せず ⑦令和3年度 実施せず ⑧令和3年度 実施せず

小事業名	② 国民健康・栄養調査 【健康づくり課】 国補助(国間、定額)
概要	国民の健康増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得ることを目的とし、身体状況、栄養摂取状況、生活習慣の状況等について調査する。
実績	令和3年度 中止

小事業名	③ 都民健康・栄養調査 【健康づくり課】 都補助(都、定額)
概要	都民の健康増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得ることを目的とし、身体状況、栄養摂取状況、生活習慣の状況等について調査する。
実績	令和3年度 実施なし

19 医務・薬務許認可指導

事業名	医務・薬務許認可指導 【生活衛生課】		区、都条例(都、定額)、法定1	
概要	1 一般診療所、歯科診療所、助産所、施術所、歯科技工所、衛生検査所等の開設の届出受理及び指導を行う。病院については届出の経由事務を行う。 2 薬局、店舗販売業、高度管理医療機器等販売・貸与業、管理医療機器販売・貸与業、毒物劇物販売業、毒物劇物業務上取扱者(届出、非届)の許可、届出受理及び指導を行う。 3 有害物質を含有する家庭用品の検査・指導を行う。			
実績	1 業態別医療関係施設数 総数		令和4年3月末日現在	
		(病院、25施設 診療所 647施設 歯科診療所 543施設 助産所 31施設 施術所 1,034施設 出張施術業 490施設 衛生検査所 4施設 歯科技工所 99施設)		2,873施設 136件
	2 薬事・毒劇物関係施設			
	(1) 薬局	391施設	麻薬小売業	330施設
	薬局製剤製造販売業	26施設	薬局製剤製造業	26施設
	監視指導数	464件		
	(2) 医薬品販売業(店舗販売業)	142施設		
	医薬品等収去数	4件	監視指導数	67件
	(3) 高度管理医療機器等販売・貸与業			483施設
	監視指導数	125件		
	(4) 管理医療機器販売・貸与業			2443施設
	監視指導数	189件		
	(5) 毒物劇物販売業	297施設	監視指導数	59件
	(6) 毒物劇物業務上取扱者(届出・非届)			262施設
	監視指導数	30件		
	3 有害物質を含有する家庭用品の検査数			23件

20 試験検査

事業名	試験検査 【生活衛生課】	
実績	食品検査(食品衛生法に基づく食品収去品等検査)	
	ア 細菌検査	641件(3,278項目)
	イ 腸管出血性大腸菌検査	260件(780項目)
	水質検査(公衆浴場法等に基づく衛生管理にかかわる検査)	
	ア 浴場細菌検査	252件(504項目)
	イ プール細菌検査	79件(156項目)
	ウ おしぼり関連検査	2件(10項目)
	エ レジオネラ属菌検査	223件
	臨床検査	
	ア 尿検査	4,835件
イ 新型コロナウイルス検査	1,510件	
腸内細菌検査(感染症法等に基づく検査)	21件(21項目)	

2 感染症予防

1 予防接種

小事業名	① 予防接種法に基づく予防接種(A類、B類) 【感染症対策課】 法定1(区)																																								
概要	<p>予防接種には、予防接種法に基づき政令で定める定期に行う定期接種とまん延防止上必要がある時に行う臨時接種がある。</p> <p>定期予防接種(A類)として、新たにB型肝炎予防接種(平成28年10月から)、風しん第5期定期予防接種(令和元年度から)、ロタウイルス(令和2年10月から)を実施している。定期予防接種(B類)としては、高齢者インフルエンザ予防接種(平成13年度から)と、高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種(平成26年度から)を実施している。</p> <p>HPV(子宮頸がん予防ワクチン)については、平成25年4月に定期予防接種(A類)となった。接種後に多様な症状が出現する事例があったことから、平成25年6月から積極的勧奨が差し控えられていたが、令和3年11月から、積極的勧奨が再開となった。</p> <p>予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合は、国、都、区によって事故補償が行われる。</p>																																								
実績	<p>1 乳幼児等予防接種(大田区民接種者数)</p> <p>定期(A類)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">BCG</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">5,019 人</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">DPT(ジフテリア・百日せき及び破傷風四種混合)</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">1 人 (内過年度2人)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">DPT-I PV 1期 (ジフテリア・百日せき・ポリオ及び破傷風 四種混合) 計4回</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">20,025 人</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">DT 2期(ジフテリア・破傷風二種混合)</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">3,541 人</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">MR 1期(麻しん・風しん二種混合)</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">4,927 人</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">MR 2期(麻しん・風しん二種混合)</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">5,093 人 (内過年度1人)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">日本脳炎 1期 計3回(特例措置を含む)</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">11,570 人 (内過年度1人)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">日本脳炎 2期</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">2,055 人 (内過年度2人)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">単独不活化ポリオ 計4回</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">7 人</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">ヒブ 計4回(標準)</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">19,976 人 (内過年度2人)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">小児肺炎球菌 計4回(標準)</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">19,959 人 (内過年度2人)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">HPV(子宮頸がん予防ワクチン) 計3回</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">3029 人 (内過年度5人)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">水痘 計2回</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">9,670 人</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">B型肝炎 計3回</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">14,798 人 (内過年度2人)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">ロタウイルス 1価 計2回</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">7,569 人 (内過年度2人)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">5価 計3回</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">3,435 人</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">風しん第5期 計1回</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">735 人</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">任意(B類) 小児インフルエンザ予防接種</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">61,608 人</td> </tr> </table> <p>2 高齢者予防接種(大田区民接種者数)</p> <p>定期(B類)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">高齢者インフルエンザ予防接種</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">90,106 人 (内過年度67人)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">高齢者肺炎球菌予防接種</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">5,433 人 (内過年度5人)</td> </tr> </table>	BCG	5,019 人	DPT(ジフテリア・百日せき及び破傷風四種混合)	1 人 (内過年度2人)	DPT-I PV 1期 (ジフテリア・百日せき・ポリオ及び破傷風 四種混合) 計4回	20,025 人	DT 2期(ジフテリア・破傷風二種混合)	3,541 人	MR 1期(麻しん・風しん二種混合)	4,927 人	MR 2期(麻しん・風しん二種混合)	5,093 人 (内過年度1人)	日本脳炎 1期 計3回(特例措置を含む)	11,570 人 (内過年度1人)	日本脳炎 2期	2,055 人 (内過年度2人)	単独不活化ポリオ 計4回	7 人	ヒブ 計4回(標準)	19,976 人 (内過年度2人)	小児肺炎球菌 計4回(標準)	19,959 人 (内過年度2人)	HPV(子宮頸がん予防ワクチン) 計3回	3029 人 (内過年度5人)	水痘 計2回	9,670 人	B型肝炎 計3回	14,798 人 (内過年度2人)	ロタウイルス 1価 計2回	7,569 人 (内過年度2人)	5価 計3回	3,435 人	風しん第5期 計1回	735 人	任意(B類) 小児インフルエンザ予防接種	61,608 人	高齢者インフルエンザ予防接種	90,106 人 (内過年度67人)	高齢者肺炎球菌予防接種	5,433 人 (内過年度5人)
BCG	5,019 人																																								
DPT(ジフテリア・百日せき及び破傷風四種混合)	1 人 (内過年度2人)																																								
DPT-I PV 1期 (ジフテリア・百日せき・ポリオ及び破傷風 四種混合) 計4回	20,025 人																																								
DT 2期(ジフテリア・破傷風二種混合)	3,541 人																																								
MR 1期(麻しん・風しん二種混合)	4,927 人																																								
MR 2期(麻しん・風しん二種混合)	5,093 人 (内過年度1人)																																								
日本脳炎 1期 計3回(特例措置を含む)	11,570 人 (内過年度1人)																																								
日本脳炎 2期	2,055 人 (内過年度2人)																																								
単独不活化ポリオ 計4回	7 人																																								
ヒブ 計4回(標準)	19,976 人 (内過年度2人)																																								
小児肺炎球菌 計4回(標準)	19,959 人 (内過年度2人)																																								
HPV(子宮頸がん予防ワクチン) 計3回	3029 人 (内過年度5人)																																								
水痘 計2回	9,670 人																																								
B型肝炎 計3回	14,798 人 (内過年度2人)																																								
ロタウイルス 1価 計2回	7,569 人 (内過年度2人)																																								
5価 計3回	3,435 人																																								
風しん第5期 計1回	735 人																																								
任意(B類) 小児インフルエンザ予防接種	61,608 人																																								
高齢者インフルエンザ予防接種	90,106 人 (内過年度67人)																																								
高齢者肺炎球菌予防接種	5,433 人 (内過年度5人)																																								

小事業名	② 任意予防接種費用助成制度 【感染症対策課】 1・2 都補助 (都1/2 区1/2)	
概 要	<p>予防接種法に基づかない任意予防接種については、接種者本人の希望等により自己負担で接種することができる。区として、疾病の発生状況や予防接種の効果等を考慮し、特に予防効果が高いと認められる任意予防接種に対し、接種費用の一部または全額助成を実施している。</p> <p>1 成人対象の風しん(MRを含む)ワクチン 1回接種 令和3年4月1日～令和4年3月31日までの接種を対象に、風しんの抗体価が十分でない大田区に住民登録がある19歳以上の妊娠を予定または希望する女性及びそのパートナー(妊婦のパートナーを含む。)に接種費用を全額助成</p> <p>2 2歳～18歳以下対象(定期予防接種対象年齢は除く)のMRワクチン 1回接種 令和3年4月1日～令和4年3月31日の接種を対象に、麻しん・風しんの接種が規定回数に満たしておらず、大田区に住民登録がある方に接種費用を全額助成</p>	
実 績	1 成人対象の風しん(MRを含む)ワクチン 2 2歳～18歳以下対象のMRワクチン	1,468人(過年度3人) 96人

2 エイズ及び性感染症予防

事業名	エイズ及び性感染症予防 【感染症対策課】	国補助(国直1/2、区1/2)
概要	エイズ及び性感染症に関する正しい知識の啓発・相談・保健指導・検査を行う。(相談・検査を各地域健康課で実施)	
実績	肝炎ウイルス検査 24 件 エイズ検査・相談体制 抗体検査 90 件 (定例検査90件 即日検査 未実施) 相談 423 件 (来所192件 電話231件) 性感染症予防講演会 0 回 (区立中学校 3 回開催予定が感染症流行のため中止) エイズ予防月間啓発キャンペーン 200 部啓発グッズ配布 成人式 0 部啓発グッズ配布 人権週間 パネル展示 12月13日～12月17日 大田区役所 3 階	

3 結核・感染症発生動向調査事業

事業名	結核・感染症発生動向調査事業 【感染症対策課】	国補助(国直1/2、区1/2)
概要	感染症について区内定点医療機関から保健所に提出されるデータを、東京都を介して国に集約する。これを解析することで感染症に対する的確な予防対策を確立する。なお、解析されたデータは、区内医療機関に定期的に還元し、区ホームページに掲載する。	
実績	感染症発生動向調査(※) 定点医療機関からの提出データを都へ報告 週 1 回及び月 1 回 解析結果の還元 週 1 回	

※ 結核発生動向調査は、平成21年度末で終了

4 感染症診査協議会

事業名	感染症の診査に関する協議会 【感染症対策課】	区
概要	保健所長の諮問に応じて、就業制限や入院勧告、入院期間の延長、申請医療内容の適否について診査等を行う。	
実績	定例診査会(結核) 24 回 (結核以外の感染症は応急入院勧告、就業制限報告のみ) 結核の定例診査会と併せて実施 7回) 緊急時の診査(結核) 23 回 定例診査会(結核以外) 50 回	

5 結核医療費公費負担

事業名	結核医療費公費負担 【感染症対策課】	1 国補助(国直1/2、区1/2) 2 国補助(国直3/4、区1/4)
概要	結核診査協議会の診査を経て承認決定した者に対し、医療費の公費負担を行う。	
実績	令和3年新規登録者数 122 人(結核79人、潜在性結核43人) 令和3年度結核診査協議会諮問数 1 入院勧告患者(法第37条) 実 30 人 延 75 人 2 一般患者(法第37条の2) 実 136 人 延 161 人 令和3年度医療費公費負担支払延件数 1 入院勧告患者(法第37条) 延 84 件 2 一般患者(法第37条の2) 延 1,096 件	

6 結核健康診断

事業名	結核健康診断	【感染症対策課】	法定1(国直1/2、区1/2)
概要	1 患者家族健診、接触者健診、管理検診 特定の対象に対し、胸部エックス線検査やI G R A検査等による健康診断を行う。(なお、定期健康診断として、学校、病院、施設等に対し、健康診断の勧奨及び状況の把握を行っている。) 2 I G R A検査 結核診断に用いる血液検査のこと。		
実績	1 ①患者家族健診 延 116人 ②接触者健診 延 424人 ③管理検診(治療終了した患者の管理) 延 101人 ※延：胸部エックス線検査、かくたん検査、その他検査(Q F Tなど)の合計数 2 I G R A検査 418人(再掲)		

7 結核対策特別促進事業

事業名	結核対策特別促進事業	【感染症対策課】	国補助(国直、定額)
概要	1 大田区結核D O T S(直接服薬確認)推進事業 結核患者の服薬を支援することにより、結核患者を確実に治療させ、再発及び多剤耐性菌結核の発生を予防し、結核の拡大を防止する。 2 定期病状調査 病状把握の困難な結核登録者について、医療機関等から病状や治療状況を定期的に調査する。 3 生活保護受給者等健診 生活保護受給者、ホームレス等、健康診断を受ける機会の少ない者を対象に胸部エックス線検査を行う。		
実績	大田区結核D O T S推進事業 D O T S実施対象者 198人 定期病状調査 385件 生活保護受給者等健診 所内型 0回 0人		

8 感染症予防事務費

事業名	感染症予防事務費	【感染症対策課】	法定1(国直1/2、区1/2)
概要	感染症の発生予防とまん延の防止、感染症患者に対する良質かつ適切な医療の提供、感染症に関する調査及び研究の推進を行う。感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、感染症患者の人権に配慮しながら、健康危機管理の観点から、迅速かつ的確な対応に努めている。(一部を各地域健康課で実施)		
実績	1	類型別患者届出数(令和3年)	計 16,896 件
		一類感染症患者	0 件
		二類感染症患者(結核を除く)	0 件
		三類感染症患者	12 件 (腸管出血性大腸菌感染症 12件)
		四類感染症患者	16 件 (A型肝炎 1件、E型肝炎 11件、レジオネラ症 3件、日本紅斑熱 1件)
		五類感染症患者(全数報告分)	67 件 (後天性免疫不全症候群 6件、梅毒 36件等)
		新型インフルエンザ等感染症(新型コロナウイルス感染症)患者	16,801件
	2	法15条に基づく患者・接触者等の疫学調査数(令和3年、他自治体からの依頼含む)	計 36 件 (*コロナ除く)
		二類感染症	0 件
		三類感染症	12 件 (腸管出血性大腸菌感染症 12件)
		四類感染症	16 件 (A型肝炎 1件、E型肝炎 11件、レジオネラ症 3件、日本紅斑熱 1件)
		五類感染症	8 件 (カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症 8件)
		3 患者・接触者等の検便数(令和3年度)	計 26 件
		4 法第19条(勧告入院)に伴う医療費公費負担(令和3年結核を除く)	計 0 件
		5 その他施設等からの報告に基づく疫学調査数(令和3年)	計 80 件
	感染性胃腸炎疑い調査数	40 件(福祉施設 39件、病院 1件)	
	インフルエンザ調査数	0 件	
	疥癬調査数	10 件(高齢者施設 9件、病院 1件)	
	その他感染症による調査数	30 件(病院 2件、福祉施設 28件)	
	(ア) 福祉施設・・・保育園・高齢者・障害者施設等		
	(イ) 学校・・・幼稚園・小学校・中学校・高等学校・大学等		

9 新型インフルエンザ等感染症対策

事業名	新型インフルエンザ等感染症対策	【感染症対策課】	都補助(都1/2、区1/2)
概要	病原性の高い新型インフルエンザ等の流行に備え、医療並びに社会機能等の対策を強化する。		
実績	1	新型インフルエンザ等対策備蓄物資の入替え それぞれの備蓄品について使用期限を設定しており、令和3年度は防護服、マスク、手袋等について補充及び経年劣化による入替えを行った。	
	2	大田区保健所感染症対策検討委員会の実施 区内医療機関の受入れ態勢や住民接種体制を検討するため、平成28年度から3か年の予定で有識者による検討を行っていた。令和元年度以降も年に1回、情報交換のため会議を行っているが、令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施を見送った。	
	3	新型インフルエンザ等対応訓練 例年課内で防護服着脱訓練、アイソレータ使用訓練を実施していたが、令和3年度は新型コロナウイルス感染症患者対応業務繁忙のため、防護服着脱訓練のみ実施した。	
	4	新型コロナウイルス感染症 新型コロナウイルス感染症流行を受けて、患者管理や医療機関への支援等を行っている。 PCR実施数 8,160 件(大田区保健所経由及び大田区PCR検査センター総計) 法第19条(勧告入院)に伴う医療費公費負担 計 3,153 件	

10 新型コロナウイルスワクチン接種事業

事業名	新型コロナウイルスワクチン接種事業 【感染症対策課】 国補助（国1）		
概要	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大防止や重症化予防の観点から、集団、個別及び巡回方式による新型コロナウイルスワクチン接種を実施する。事業実施にあたり、コールセンターや相談窓口の開設、予約支援等を実施し、希望する方が安全・安心に接種を受けられる体制を整備する。</p>		
実績	<p>1 コールセンター 問合わせ 延580,766件</p> <p>2 相談窓口 問合わせ 延20,579件</p> <p>3 予約支援 特別出張所18か所（1月から3月は萩中集会所を追加） ※地域力推進部が主体となって実施 予約相談支援件数 延18,323件</p> <p>地域包括支援センター17か所、地域庁舎3か所（大森、調布、糀谷・羽田） 予約相談支援件数 延2,656件</p> <p>4 集団・高齢者施設等接種 接種会場合計 177か所 接種回数 延559,680回</p> <p>5 個別接種 医療機関数合計 325か所 接種回数 延449,844回</p> <p>6 区外接種・職域接種 接種回数 延313,904回</p>		

3 生活習慣病予防

1 健康増進事業

小事業名	健康教育・相談【健康づくり課、地域健康課】		区
概要	生活習慣病の予防と、健康に関する正しい知識の普及を図り、健康の保持、増進を目的とする教室の開催やリーフレットの配布を行う。 (リーフレットは子宮頸がん検診案内に同封して送付する他、地域健康課での3歳児健康診査に併せて実施する乳がん自己触診法の健康教育に使用する。)		
実績	出張健康教育 乳がん自己触診リーフレット作成 乳がん自己触診法講座 (3歳児健康診査時に保護者に実施) 食生活講座(出張型) 栄養講座	新型コロナの影響により依頼実績なし 39,700部 18回 632人 新型コロナの影響により依頼実績なし 2回 23人	

2 健康診査

小事業名	① 基本健康診査【健康づくり課】	区
概要	大田区健康診査として、40歳以上の生活保護受給者等を対象に区内医療機関で特定健康診査の基本項目と同じ内容の健康診査を実施。 大田区健康診査・特定健康診査・長寿健康診査の受診者及び大田区国民健康保険以外の健康保険に加入する特定健康診査の受診者で追加健診を希望する方には、X線、心電図、眼底検査等を同時に実施する。	
実績	医療機関(医師会委託)生活保護受給者等 国保・後期高齢追加健診 社保追加健診	2,296人(追加健診 2,267人) 64,757人 2,882人

<参考> 下記事業について、所管課から執行委任を受け、健康づくり課で執行している。

国民健康保険事業特別会計 保健事業費 (国保年金課)

小事業名	特定健康診査・特定保健指導事業等	国・都補助(国1/3、都1/3)
概要	40歳以上の国保被保険者等に区内医療機関で健康診査を実施し、健診結果により保健指導を行い、生活習慣病の予防を図る。	
実績	医療機関(医師会委託)	34,538人

後期高齢者医療特別会計 保健事業費 (国保年金課)

小事業名	健康診査費 (長寿健康診査)	国・都補助
概要	後期高齢者医療制度加入者を対象に区内医療機関で健康診査を実施する。	
実績	医療機関(医師会委託)	30,586人

小事業名	② 39歳以下基本健康診査【健康づくり課】	区
概要	18歳以上39歳以下の区民を対象に、健康診査を区内医療機関で実施する。	
実績	医療機関(医師会委託)	1,665人

小事業名	③ 胃がん検診【健康づくり課】	区
概要	1 40歳以上の区民を対象に、早期発見のための検診（エックス線検査）を区内医療機関で実施する。 2 50歳以上の区民を対象に、早期発見のための検診（内視鏡検査）を区内医療機関で実施する。 3 成人のつどい参加対象の区民を対象に、ピロリ菌感染の有無を調べる検査を区内医療機関で実施する。	
実績	医療機関(医師会委託)	
	1 エックス線検査	7,118人
	2 内視鏡検査	8,251人
	3 新成人ピロリ菌検査	437人

小事業名	④ 肺がん検診【健康づくり課】	区
概要	40歳以上の区民を対象に、早期発見のための検診を区内医療機関で実施する。	
実績	医療機関(医師会委託)	29,905人（現年度29,904人、過年度1人）

小事業名	⑤ 大腸がん検診【健康づくり課】	区
概要	40歳以上の区民を対象に、早期発見のための検診を区内医療機関及び集団検診で実施する。 また、平成24年度から平成27年度までの4年間、国の事業に基づき40, 45, 50, 55, 60歳の方に無料クーポン券を配布していたが、平成28年度から廃止した。	
実績	医療機関(医師会委託)、集団検診	36,650人

小事業名	⑥ 子宮頸がん検診【健康づくり課】	区
概要	20歳以上の女性の区民を対象に、早期発見のための検診を区内医療機関及び集団検診で実施。また、平成21年度から国の事業に基づく検診無料クーポン券を配布していたが、令和元年度から廃止した。令和元年度は経過措置として特定年齢の自己負担を免除し、令和2年度にその免除を廃止した。	
実績	医療機関(医師会委託)、集団検診	
	子宮頸がん	28,351人
	子宮体がん	1,976人

小事業名	⑦ 乳がん検診【健康づくり課】	区
概要	40歳以上の女性の区民を対象に、早期発見のための検診を区内医療機関及び集団検診で実施。また、平成21年度から、国の事業に基づく検診無料クーポン券を配布していたが、令和元年度から廃止した。令和元年度は経過措置として特定年齢の自己負担を免除し、令和2年度にその免除を廃止した。	
実績	医療機関(医師会委託)、集団検診	15,568人

小事業名	⑧ 喉頭がん検診【健康づくり課】	区
概要	40歳以上の区民（喫煙等の要件あり）を対象に早期発見のための検診を区内医療機関で実施する。	
実績	医療機関(医師会委託)	5,820人

小事業名	⑨ 前立腺がん検診【健康づくり課】	区
概要	60, 65, 70歳の男性の区民を対象に早期発見のための検診を区内医療機関で実施する。	
実績	医療機関(医師会委託)	1,405人

小事業名	⑩ 肝炎ウイルス検診(B型・C型) 【健康づくり課】 国補助(国直1/3)、(都1/3、区1/3)
概要	以下のいずれかに該当する区民を対象として、特定(長寿)等健康診査と同時に実施し、同健康診査受診者以外の者は単独で実施(過去に当該肝炎ウイルス検診を受診済の者及び職場等で同様の肝炎ウイルス検診を受診する予定のある者を除く。) (1)40歳以上の者 (2)特定(長寿)等健診において肝機能検査の数値に異常が見られ要指導とされた者
実績	医療機関(医師会委託) 6,273人(現年度6,256人、過年度17人)

小事業名	⑪ 眼科(緑内障等)検診 【健康づくり課】 区
概要	40,45,50,55,60,65,70歳の区民を対象に早期発見のための検診を区内医療機関で実施する。
実績	医療機関(医師会委託) 2,170人

小事業名	⑫ 骨粗しょう症検診 【健康づくり課】 国補助(国直1/3)、(都1/3、区1/3)
概要	40,45,50,55,60,65,70歳の女性の区民を対象に早期発見のための検診を区内医療機関で実施する。
実績	医療機関(医師会委託) 2,558人(現年度2,554人、過年度4人)

3 歯科保健

小事業名	① 成人歯科健康診査 【健康づくり課】 区、一部対象者のみ 国補助(国直1/3)、(都1/3、区1/3)
概要	20,25,30,35,40,45,50,55,60,65,70,76,80歳の区民に対し、歯科健診、歯周疾病等の健診を区内医療機関で実施。76,80歳については口腔機能評価項目を併せて実施。対象者に受診票を個別送付。
実績	医療機関実施(歯科医師会委託) 8,228人

小事業名	② 障がい者(児)歯科相談 【健康づくり課】 区
概要	民間障がい者施設の通所者等に対し、歯科健康診査、相談、指導などを歯科医師会に委託して実施する。
実績	施設歯科相談 23施設 275人 診療所歯科相談 1人

小事業名	③ みんなでよい歯のまちづくり 【健康づくり課】 一部補助 (国1/3、都1/3、区1/3)
概要	歯科疾患の予防や口腔機能の維持のため、健康教育、パネル展示、情報誌の作成を通じて、歯科口腔保健の知識の普及啓発を行う。
実績	歯周病予防教室 4回 23人 歯周病健康相談 9回 30人 出張健康教育 106回 2,256人 パネル展示 5回 会場：大森地域庁舎 (令和3年6月10日～6月24日) (令和3年11月24日～12月8日) 会場：調布地域庁舎 (令和3年6月1日～6月11日) 会場：羽田地域力推進センター (令和3年6月3日～6月11日) (令和3年11月4日～11月12日) 情報誌作成 1種類 5,500部

4 こころの健康づくり推進事業(うつ病・自殺総合対策)

小事業名	自殺総合対策事業 【健康づくり課】		都補助(1/2)
概要	生きるための総合的な支援を行うことで自殺を防止する。 1 インターネットを活用した自殺防止相談事業 「死にたい」などのキーワードを検索した方が、相談を希望した場合、メール等で相談を受ける。 2 わかちあいの会(自死遺族の支援) 3 ゲートキーパー養成講座(自殺対策を支える人材育成) 4 自殺対策戦略本部会議・自殺対策庁内連絡会議・自殺総合対策協議会 地域の自殺対策の課題などについて、庁内関係部署、医師会、学識経験者、地域の代表者等による協議を行う。		
実績	1 インターネットを活用した自殺防止相談事業 2 わかちあいの会 3 ゲートキーパー養成講座 基礎 応用 4 パネル展示 5 自殺対策戦略本部会議 6 自殺対策庁内連絡会議 7 自殺総合対策協議会	新規相談者 3回 2回 56人 2回 32人 1回 1回 1回 1回	113人

5 精神保健福祉相談

小事業名	精神保健福祉相談 【健康づくり課】	区
概要	精神障がいがあっても、地域の一員として安心して自分らしく暮らせるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する。 精神科専門医による相談や家族教室等を行い精神障がい者とその家族を支援する。(各地域健康課で実施)	
実績	精神保健相談(一般・思春期等) 依存症相談 家族教室 困難事例検討会 精神保健福祉地域支援推進会議	81回 22回 3回(延5回) 11回 1回

6 精神障害者社会復帰支援

小事業名	デイケア 【健康づくり課】	区
概要	回復途上にある精神障害者のグループ活動や自主的活動の場を提供することにより、生活体験の幅を広げ、意欲の向上、対人対応の改善を図り、社会生活への適応を促進する。(調布、糀谷・羽田地域健康課で実施)	
実績	デイケア 延 640人 評価会議	96回(調布48回、糀谷・羽田48回) (調布延450人、糀谷・羽田延190人) 20回(調布12回、糀谷・羽田8回)

4 母子保健

1 母子保健指導

小事業名	① 両親学級【健康づくり課】 区		
概 要	妊娠、出産、産後の健全な生活と育児の知識等を習得してもらう。 (各地域健康課で実施)		
実 績	母親学級(3日制)	実施回数	14回
	両親学級(1日制)	実施回数	50回
	両親学級参加者		延 2,288人

小事業名	② 子育て応援メール配信【健康づくり課】 区		
概 要	妊婦と0歳から就学前までの保護者を対象に子供の成長や子育てに関する様々な情報をメールマガジン形式で定期配信する。		
実 績	大田区子育て応援メール	メール配信者数	1,793人(令和4年3月31日現在)
		LINE配信者数	5,862人(令和4年3月31日現在)

小事業名	③ 育児学級【健康づくり課】 区		
概 要	育児の知識等を習得してもらう。(各地域健康課で実施)		
実 績	育児学級	実施実回数	37回
	多胎児育児学級	実施実回数	7回
	子育てグループワーク	実施実回数	210回
	乳幼児の救急蘇生教室	実施実回数	2回

小事業名	④ 妊娠高血圧症候群等療養援護【健康づくり課】 区		
概 要	母体保護のため妊娠高血圧症等に罹患している妊産婦に対し医療費の給付を行う。		
実 績	医療費助成		3人

小事業名	⑤ 妊婦面接・新生児等訪問【健康づくり課】 区		
概 要	乳児とその産婦の心身の状況や養育環境を確認するとともに、子育て情報の提供や相談支援を行うために、地域健康課の保健師及び委託の助産師が生後4か月までの乳児がいる家庭へ訪問し指導を行う。 また、妊娠期から子育て期へつながる支援のファーストコンタクトとして妊婦全員面接を実施する。 訪問を受けた産婦で区が必要と認める方に対しては、訪問型・外来型、日帰り型の産後ケア事業を実施する。		
実 績	新生児訪問指導数		4,544人 (うち助産師による訪問指導数 3,635人)
	妊産婦訪問指導数	妊婦	45人
		産婦	4,499人
		(うち助産師による産婦訪問指導数	3,635人)
	里帰り先等での訪問指導数		219人 (他の自治体に訪問を依頼)
	妊婦面接	面接数	5162人
	子育て応援券 配布数		5,240件
	産後ケア実施数	訪問型・外来型	741件
		日帰り型	63件
		宿泊型	80件
		グループケア型	88件

小事業名	⑥ 養育医療給付【健康づくり課】	国補助、都補助(国1/2、都1/4、区1/4)
概要	未熟児の養育のため必要な医療給付を行う。	
実績	医療給付	138人 延 343件

小事業名	⑦ 療育給付【健康づくり課】	国(都由)
概要	骨関節結核及びその他の結核に罹患している18歳未満の児童に対して、指定医療機関に入院させ医療給付を行うとともに、学習や療養生活に必要な学用品、日用品を給付している。	
実績	給付	0人

小事業名	⑧ 自立支援医療(育成医療)【健康づくり課】	法定1(国1/2、都1/4、区1/4)
概要	18歳未満で身体の障害で手術を必要とし、治療効果が期待される児童に対し必要な医療給付を行う。	
実績	医療給付	35人 (令和3年度認定者43人) 延 70件

小事業名	⑨ 小児慢性疾患児日常生活用具給付【健康づくり課】	都補助(都1/2、区1/2)
概要	小児慢性特定疾患医療費助成制度の受給者に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図る。	
実績	給付	2人 延 3件

2 母子健康診査

小事業名	① 妊婦健康診査【健康づくり課】	区	
概要	妊婦が安心して健全な出産ができるよう妊娠期間中に医療機関に委託して健診を行う。受診票の使用できない医療機関で受診した妊婦に対し、償還払いで助成を行う「里帰り等妊婦健康診査費用助成事業」を実施している。		
実績		都内受診	里帰り等
	1回目	5,243人	210人
	2回目以降	52,277件	7,369件
	超音波検査	4,907人	226人
	子宮頸がん検診	4,879人	59人
	新生児聴覚検査	3,707人	933人
	里帰り等費用助成		1,319件

小事業名	② 4か月児健康診査【健康づくり課】	区
概要	生後4か月の乳児に対し、健康診査を実施する。(各地域健康課で実施)	
実績	実施回数	114回
	一般健康診査	4,970人
	精密健康検査(受診票支払実績)	178人

小事業名	③ 6・9か月児健康診査【健康づくり課】	区
概要	生後6か月児及び9か月児に対して医療機関で健康診査を受診するよう、受診票を交付する。	
実績	受診者(支払実績)	延 8,793人 (6か月4429人 9か月 4364人)

小事業名	④ 1歳6か月児健康診査 【健康づくり課、地域健康課】 区								
概要	1歳6か月児を対象に健康診査(歯科健康診査を含む)を実施する。 (各地域健康課で実施)								
実績	<table border="0"> <tr> <td>実施回数</td> <td>109回</td> </tr> <tr> <td>一般健康診査</td> <td>4,984人</td> </tr> <tr> <td>歯科健康診査</td> <td>4,985人</td> </tr> <tr> <td>精密健康診査(受診票支払実績)</td> <td>142人</td> </tr> </table>	実施回数	109回	一般健康診査	4,984人	歯科健康診査	4,985人	精密健康診査(受診票支払実績)	142人
実施回数	109回								
一般健康診査	4,984人								
歯科健康診査	4,985人								
精密健康診査(受診票支払実績)	142人								

小事業名	⑤ 3歳児健康診査 【健康づくり課、地域健康課】 区								
概要	3歳児を対象に健康診査(歯科健康診査、視力・聴覚検診を含む)を実施する。 (各地域健康課で実施)								
実績	<table border="0"> <tr> <td>実施回数</td> <td>103回</td> </tr> <tr> <td>一般健康診査</td> <td>5,408人</td> </tr> <tr> <td>歯科健康診査</td> <td>5,398人</td> </tr> <tr> <td>精密健康診査(受診票支払実績)</td> <td>338人</td> </tr> </table>	実施回数	103回	一般健康診査	5,408人	歯科健康診査	5,398人	精密健康診査(受診票支払実績)	338人
実施回数	103回								
一般健康診査	5,408人								
歯科健康診査	5,398人								
精密健康診査(受診票支払実績)	338人								

小事業名	⑥ 乳幼児発達診断 【健康づくり課】 区				
概要	運動発達遅滞、精神発達遅滞、発達障害等の早期発見のために、専門医および心理判定員による健康診査、相談指導を実施する。				
実績	<table border="0"> <tr> <td>実施回数</td> <td>45回</td> <td>受診人員</td> <td>160人</td> </tr> </table>	実施回数	45回	受診人員	160人
実施回数	45回	受診人員	160人		

小事業名	⑦ 乳幼児経過観察健診 【健康づくり課】 区						
概要	乳幼児健康診査等の結果、要経過観察と判断された乳幼児及び家庭訪問等の保健師活動から必要と判断された乳幼児に対して、専門医・心理判定員等による定期的な健診、保健指導、栄養指導、心理相談を実施する。						
実績	<table border="0"> <tr> <td>経過観察</td> <td>48回</td> <td>476人</td> </tr> <tr> <td>心理相談</td> <td>180回</td> <td>1,491人</td> </tr> </table>	経過観察	48回	476人	心理相談	180回	1,491人
経過観察	48回	476人					
心理相談	180回	1,491人					

3 歯科保健

小事業名	① 妊婦歯科健康診査 【健康づくり課】 区
概要	妊婦に対して妊娠時の歯科疾患を予防し、胎児の健全育成を図るための健診を区内医療機関で実施している。
実績	医療機関(歯科医師会委託) 1,964人

小事業名	② 幼児歯科健康診査 【健康づくり課】 区
概要	受診日現在2歳～3歳未満に1回、3歳～就学前に3回、区内医療機関で歯科健康診査及びフッ化物塗布(希望者制)を実施している。 受診券は、1歳6か月児健康診査と3歳児健康診査の案内通知時に同封する。
実績	医療機関(歯科医師会委託) 5,582人 内訳 健診のみ 29人 健診+フッ化物塗布 5,553人

小事業名	③ 乳幼児歯科相談 【健康づくり課】 区
概要	乳幼児歯科保健対策として、歯の健全な発育のため、健康教育、健診、指導、予防処置を実施する。1歳6か月児健診、3歳児健診にて未処置歯のある児の保護者に受診に関するアンケートを送付。必要に応じて相談を実施。
実績	健康教育 17回 延 99人 歯科相談 115回 延 442人 歯科経過観察 48回 延 290人 予防処置 147回 延 628人 保健指導 延 732人 う蝕多発傾向児フォロー 対象者 251人 返信数 137人 歯科相談 7人

4 母子保健推進協議会

事業名	母子保健推進協議会 【健康づくり課】 区
概要	地域の母子保健における課題や施策について、医師会、歯科医師会、助産師会、地域庁舎利用者代表、その他の関係者による協議を行う。
実績	開催回数 1回 出席委員 11人

5 特定不妊治療費助成

小事業名	特定不妊治療費助成 【健康づくり課】
概要	東京都特定不妊治療費助成事業の承認決定を受けた方に対して、特定不妊治療にかかった健康保険適用外の治療費の一部を上乗せして助成する。
実績	助成件数 1,024件

5 公害健康被害補償

1 大気汚染障害者認定審査会

事業名	大気汚染障害者認定審査会 【健康医療政策課】	都条例
概要	「大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例」（都条例）に基づき、大田区大気汚染障害者認定審査会の意見を聞いたうえで、資格の認定を行い、医療券を発行している。新規認定の対象者は18歳未満の者に限られ、18歳の誕生日の末日で認定の効果は終了する。認定期間は原則として2年間であり、平成9年4月1日以前に出生した者ですでに認定を受けている者については、認定期間の更新のみ認められているが、平成30年4月1日以降の診療分から一部自己負担が生じることとなった。	
実績	大気汚染障害者認定審査会 審査件数 被認定者数	12 回開催 1,469 件 (新規申請19件、更新申請1450件) 2,930 人 (令和4年3月31日現在)

2 公害健康被害認定事務及び給付事務

事業名	公害健康被害認定事務及び給付事務 【健康医療政策課】	法定1(国直1/2、区1/2)
概要	昭和49年11月30日「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づく第1種地域(大気汚染)に指定されたことにより、同法に基づく健康被害者の認定・補償給付を行っている。法律改正により、すべての第1種地域指定が解除され、昭和63年3月1日から新規の健康被害者の認定申請ができなくなった。	
実績	被認定者数 公害健康被害認定審査会 審査件数 公害診療報酬等審査会 審査件数 公害医療機関 訪問看護 公害調剤薬局 非公害医療機関 個人分(公健法第24条:後払い請求分)	1,252 人 (令和4年3月31日現在) 〔 1,301 人 (令和3年3月31日現在) 〕 12 回開催 683 件 (更新308件、見直し等375件) 12 回開催 17,371 件 9,224 件 0 件 7,748 件 399 件 0 件

3 公害健康被害者各種補償給付

事業名	公害健康被害者各種補償給付 【健康医療政策課】	法定1(環境再生保全機構定額、診断書料等助成については区)
概要	「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づく被認定者及び医療機関に対して、医療費・障害補償費・遺族補償費・遺族補償一時金・療養手当・葬祭料等の給付を行っている。	
実績	診断書料等助成 医療費 療養手当 障害補償費 遺族補償費 遺族補償一時金 葬祭料	261 件 17,569 件 3,250 件 4,664 件 210 件 (返還2件含む) 1 件 2 件

4 公害保健福祉事業

事業名	公害保健福祉事業 【健康医療政策課】 法定1(環境再生保全機構3/4、区1/4)		
概要	「公害健康被害の補償等に関する法律」第46条に基づき、被認定者の健康回復・保持及び増進を図ることを目的として実施している。		
実績	インフルエンザ予防接種費用助成 対象：大田区被認定者全員 1,272人 (基準日 令和3年9月16日) (1) 65歳以上の被認定者 対象者数 408人 助成 179人 (2) 65歳未満の被認定者 対象者数 864人 助成 263人		

5 健康被害予防事業

事業名	健康被害予防事業 【健康医療政策課】 法定1(環境再生保全機構定額)		
概要	昭和63年の「公害健康被害の補償等に関する法律」の改正により開始した事業で、同法第68条に基づき、地域住民を対象として、気管支ぜん息等の呼吸器系疾患に関する相談・指導・機能訓練を行うことにより、当該疾患の予防、健康の回復、保持及び増進を図ることを目的として実施している。		
実績	<p>1 ぜん息キャンプ 年3回日帰り日程で実施(対象者はいずれも気管支ぜん息等により患っている児童) ※第1～3回は新型コロナウイルス感染症の影響により中止</p> <p>第1回 会場：区立館山さざなみ学校及び大房岬自然公園 対象：小1から中3 参加者数：中止</p> <p>第2回 会場：神奈川県鎌倉市周辺 対象：小1から中3 参加者数：中止</p> <p>第3回 会場：本門寺公園キャンプ場及び池上会館 対象：小1から小6とその保護者 参加者数：中止</p> <p>2 ぜん息講習会 ※第3回は新型コロナウイルス感染症の影響により中止</p> <p>第1回 テーマ「呼吸機能向上チェアヨガ教室」 対象：気管支ぜん息等のアレルギー系疾患により患っている者 参加者数：5人</p> <p>第2回 テーマ「食物アレルギー講習会～基礎知識と災害対策～」 対象：気管支ぜん息等のアレルギー系疾患により患っている小学生・乳幼児の保護者 参加者数：40人</p> <p>第3回 会場：本門寺公園キャンプ場及び池上会館 対象：第3回ぜん息キャンプ参加の保護者 参加者数：中止</p> <p>3 水泳健康教室 平和島会場、萩中会場で実施 対象：小1から小6で気管支ぜん息等により患っている者 参加者数：新型コロナウイルス感染症の影響により中止 実施回数：0回</p> <p>○専門医との学習会 水泳健康教室(平和島会場)初日に併せて参加者の保護者を対象に実施 参加者数：新型コロナウイルス感染症の影響により中止</p> <p>4 水中リラックス教室(機能訓練事業) 平和島会場、萩中会場で実施 対象：30歳から概ね75歳までの気管支ぜん息等により患っている者 参加者数：新型コロナウイルス感染症の影響により中止 実施回数：0回</p>		

6 環境衛生

1 環境衛生関係施設の監視指導

事業名	環境衛生関係施設の監視指導 【生活衛生課】	
	環境衛生関係施設のうち特定建築物は都条例(都定額)、他は区	
概要	1 理容所、美容所、クリーニング所、興行場、公衆浴場、旅館等、各種環境衛生関係施設の許可等に関する事務及び監視指導 2 建築物衛生法該当施設、飲料水関係施設への監視指導 3 環境衛生関係施設の営業者に対し、指導講習会を実施 4 環境衛生関係業者の衛生思想の向上を図り、自主活動を促進するため、大田区環境衛生協会に対し、衛生教育事業の一部を委託	
実績	1 環境衛生関係施設 監視指導対象数 2,248 施設 監視指導数 632 施設 科学検査実施施設数 178 施設 2 建築物衛生法該当施設、飲料水関係施設 (1) 建築物衛生法該当施設 調査立入対象数 251 施設 調査立入 30 施設 科学検査 30 施設 (2) 飲料水関係施設 調査立入対象数 8,953 施設 調査立入 23 施設 科学検査 12 施設 3 受講者数 公衆浴場 2回 51名 理容所・美容所 2回 138名 プール 0回 0名 4 対象業者数 約 2,300 施設	

2 特区民泊の認定事業

事業名	特区民泊の認定事業 【生活衛生課】	
概要	国家戦略特別区域法第13条、旅館業法特例の「特区民泊」について、平成28年1月より認定事業を開始している。	
実績	年度末時点の認定数(居室数) 123 認定(404室) 特定認定数(新規) 8 件 変更認定数 14 件 廃止数 27 件 実査調査数 79 件	

3 住宅宿泊事業の届出受理等

事業名	住宅宿泊事業の届出受理等 【生活衛生課】		区
概要	住宅宿泊事業法が平成30年6月15日に施行され、届出受理等の事務を開始している。		
実績	届出住宅数		83件
	届出受理数（新規）		27件
	廃止数		11件
	条例適合証票交付数		0件
	実査調査数		20件

4 ひとにやさしい生活環境づくり

事業名	ひとにやさしい生活環境づくり 【生活衛生課】		区
概要	<p>感染症媒介蚊対策</p> <p>①区道雨水ますへの薬剤投入（業者委託）</p> <p>②区立公園及び区施設管理者に対し薬剤の配布と投入指導</p> <p>③区施設（1施設）で、蚊の生息状況調査及び捕集蚊の同定調査</p> <p>ネズミ衛生害虫の防除</p> <p>①家屋のネズミ侵入口調査</p> <p>②スズメバチの巣の撤去作業</p> <p>③災害対策その他の臨時防除作業による薬剤散布を業者委託で実施</p> <p>住民の自主的な活動を支援するために、個別の事情に応じた助言をするとともに講習会を実施</p> <p>住まいの環境</p> <p>住まいの衛生に関する苦情相談に対して助言を行う。住まいの環境講習会、母子事業等での集団指導を実施</p>		
実績	<p>感染症媒介蚊対策委託</p> <p>区道雨水ますへの薬剤投入（埋立地以外）</p> <p>区道雨水ますへの薬剤散布（埋立地）</p> <p>蚊の生息状況調査及び捕集蚊の同定調査</p> <p>ネズミ衛生害虫対策委託</p> <p>ネズミ衛生害虫調査指導委託</p> <p>ハチ類相談受付電話対応委託</p> <p>ハチ類調査・駆除委託</p> <p>災害対策薬剤散布作業</p> <p>住まいの環境</p> <p>科学検査</p> <p>助言</p> <p>パネル展</p> <p>講習会</p> <p>母子事業等での集団指導</p>	<p>延 258,000 か所</p> <p>8 日</p> <p>6 回</p> <p>40 日</p> <p>85 日</p> <p>200 件</p> <p>※協定締結をし、水害対応に備えた（作業実績なし）</p> <p>0 件</p> <p>949 件</p> <p>3 回</p> <p>1 回</p> <p>※新型コロナウイルス感染症の影響で中止</p>	

7 食 品 衛 生

1 食品衛生関係施設の監視指導

事業名	食品衛生関係施設の監視指導 【生活衛生課】		法定1(国間、定額)、区
概 要	食品関係営業施設に対する科学的・計画的かつ効果的な監視指導 1 通常監視指導 2 一斉監視指導 3 不良施設の一掃 4 不良食品の排除		
実 績	食品関係営業施設数	13,576	施設
	監視件数(人数)	10,770	件
	食品検査収去品目	751	品目
	現場簡易検査	1,293	件
	許可数(新規)	6,376	件
	許可数(更新)	142	件
	違反食品、苦情処理	58	件
	輸出証明	31	件

2 食中毒の検査

事業名	食中毒の検査 【生活衛生課】		法定1(国間、定額)
概 要	食中毒等の原因調査及び再発防止のための糞便・飲食物等の検査の実施		
実 績	検査件数	88	件
	食中毒発生件数	3	件
	関連調査	29	件 29人

3 食品衛生教育

事業名	食品衛生教育 【生活衛生課】		区
概 要	営業者による自主管理の推進 食品衛生思想の普及・啓発		
実 績	相談、懇談会、講習会		
	食品衛生街頭相談(食品衛生パネル展含む)	2	回
	衛生講習会(実務講習会含む)	50	回 1,476名

8 動物愛護

1 狂犬病予防事業

事業名	狂犬病予防事業 【生活衛生課・地域健康課】 法定1(区)		
概要	狂犬病を予防するため畜犬登録、狂犬病予防定期集合注射を行う。		
実績	犬の登録		
	登録頭数	25,089	頭
	新規登録頭数	2,206	頭
	注射済票交付枚数	19,791	枚
	獣医師会連絡会議	1	回
	定期集合注射事業	1回(10日間)	43会場

2 動物愛護事業

事業名	動物愛護事業 【生活衛生課】 都条例(都、定額)、区		
概要	動物愛護の精神の高揚を図るとともに、適正飼養の普及啓発に努める。地域猫対策は、飼い主のいない猫による地域の諸問題を改善する方法として有効である。この普及啓発と推進を図ることにより、区民の快適な生活環境を保持し、猫と共生できる社会を実現する。		
実績	飼い主のいない猫対策モデル地域	5	件
	猫の去勢・不妊手術事業		
	去勢手術		
	飼い猫	645	頭
	飼い主のいない猫	231	頭
	不妊手術		
	飼い猫	604	頭
	飼い主のいない猫	279	頭
	犬猫の正しい飼い方の啓発活動		
	犬のしつけ方教室		中止
	適正飼養啓発プレート作成	4,100枚	(犬猫)
	動物にかかる苦情・相談受付	459	件

3 災害時における動物保護活動

小事業名	災害時における動物保護活動 【生活衛生課】 区		
概要	ペット同行避難に備えた普及・啓発を図る。 飼い主が不明になったペットの一時保護施設の設置と運営体制の整備を行う。		
実績	総合防災訓練		
	パネル展示		中止
	ペット同行避難訓練		中止

9 介護予防

1 介護予防事業費

事業名	介護予防事業費 【健康づくり課】 法定1(国1/4、都1/8、区1/8、保険料1/2)		
概要	一般高齢者を対象に、栄養状態を維持・改善し、口腔機能の低下や誤嚥性肺炎の予防を行い、要介護・要支援状態にならないように介護予防の知識の普及啓発を行う。		
実績	一次予防事業(一般高齢者施策)		
	シニア世代の食生活講座(3日制)	2回	15人
	シニア世代の食生活講座(1日制)	3回	23人
	シニア世代の食生活講演会(1日制)		中止
	口腔機能向上講演会		中止
	口腔機能向上講座	33回	268人

令和4年7月発行

令和4年度 大田区健康政策部・保健所事業概要

発行 大田区健康政策部健康医療政策課

〒144-8621

東京都大田区蒲田5-13-14

電話 03-5744-1262

FAX 03-5744-1523